

去る３月３日午前１０時より議会運営委員会を開催いたしました。

本日をもって召集されました令和２年第１回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては議事日程によることとし、会期については本日から３月１２日までの４日間とすることに決定しましたので報告いたします。

令和２年度予算案につきましては、議長を除く議員全員による特別委員会を設置して審議することにしました。

特別委員会の正副委員長の選出については指名推薦とし、議長において指名することにいたしました。

各会計の新年度予算の質疑については、一般会計予算については歳入歳出ともに款ごとに、各特別会計については歳入歳出ごとに質疑をすることといたしましたので、御了承願いたいと思います。

次に、一般質問については、５人の通告がありました。

決議案については、お手元に配付のとおり決議することにしましたので、御賛同よろしく願いたいと思います。

あらかじめ関係資料をつけて御覧いただいておりますので、朗読及び質疑討論を省略することにいたしました。

提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いいたします。

また、先ほど議長からお話がありましたが、本定例会の議事進行に当たり、新型コロナウイルス感染リスクを少なくするため、次のことに注意願いたいと思います。

議 議 議 議 町		1 つ目に、議場ではマスクを着用すること。2 つ目には、こまめに休憩を取り、換気を行うこと。以上のことを議会運営委員会委員長からも、議員の皆様、理事者の皆様をお願いいたします。 以上、委員長報告といたします。
	長	お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から 3 月 1 2 日までの 4 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 1 2 日までの 4 日間と決定しました。
	長	提出案件は、議案第 1 号令和 2 年度厚沢部町一般会計予算から議案第 1 4 号令和元年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算まで予算案 1 4 件、条例の制定及び一部改正案 6 件、決議案 1 件、報告 1 件の計 2 2 件であります。
	長	町長から町政執行方針及び提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。
	長	町長
	長	令和 2 年第 1 回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、町政執行に臨む所信と施策の一端について申し上げます。 今や、世界中に新型コロナウイルスの感染が広がっているところであり、日本での感染者は拡大の一途をたどっております。特に北海道内は感染者が増加しており、檜山管内でも感染者が確認されました。また、感染拡大を防止するため、国や道の要請を受け、本町の各小中学校を 3 月 2 6 日まで臨時休校としたところであります。 先頃、北海道知事は、安倍総理に対し、重点対策地域として、ウイルスの検査態勢の強化や感

染患者の一般病棟の活用、専門医や保健師らの派遣、一斉休校に伴う保護者への休業補償、マスクや消毒液の確保、中小企業に対する支援などを要請しました。

本町では、今のところ感染者は出ておりませんが、高齢者が感染した場合、重篤化しやすいとのそのような情報もあり、危惧をしているところでございます。日頃からの手洗いやうがい、マスクの着用など感染防止に努められ、一人も感染者が出ることのないように心から願っているところであります。

いずれにいたしましても、国や道、関連機関との連携の下、感染の早い鎮静化を望むものであります。

また、昨年令和元年8月豪雨、記録的な大型台風15号、19号を初めとする暴風や豪雨により、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。これらの災害でお亡くなりになられた方々、被災された地域住民の皆様にご心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興、復旧をお祈りいたします。

全国どこでも起こりうる大規模災害に備え、今後も国、地方を挙げて、地域防災力のさらなる向上が図られるよう取り組んでまいり所存であります。

さて、安倍内閣では、これまで地方創生を内政の重要課題に掲げ、政府一体となって取り組むとしておりましたが、令和2年度から第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートします。私たちは、町村長も引き続き地方創生に向かって進まなければなりません。私は地方創生を厚沢部創生につなげていくという強い覚悟を持って、様々な課題に取り組んでまいらなければなりません。そして厚沢部町の自主的、自立性を発揮し、安全・安心な地域社会づくりや地方創生の取組を進めていくためには、何よりも財政基盤の強化が不可欠であります。安定した財源の確

保が重要となります。

昨年末に決定されましたが、令和２年度の地方財政対策におきましては、厳しい状況の中、高市総務大臣を初め、関係大臣の御尽力により、地方交付税及び地方の一般財源総額について、前年度を上回る所要額が確保されました。また、地方法人課税の偏在是正の財源を活用した地域社会再生事業費の創設等などの施策の充実が行われました。そして、地方自治の悲願が実現した森林環境税・森林環境譲与税について確保されました。私たち町村は小さな自治体ではありますが、町村の元気をなくして日本の発展はないという気概を持って進みます。

今後の行政運営は、国・道の動向を注視しながら、積極的に支援策等を十分活用して、財政の円滑な運営を進めてまいります。

多くの先人達が、厳しい風雪に耐えながら、不断の努力でたくましく築いてきた、ふるさと厚沢部町を、次の時代に健全な形で引き継いでいくために、職員一同と汗を流してまいりますので、皆様の一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、政策の展開について申し上げます。

初めに、基幹産業である農業・林産業の振興について申し上げます。

農業は大きな変革の時代を迎えており、農業所得の向上や競争力を強化するなど、若い農業者の育成が急務であります。既に国では農研機構とＮＴＴ東日本が共同で取り組んでいる農業作付条件が一目で判別できる栽培手引データ化など、ＩＴの実用化されることが報道されました。

これは、栽培現場のマニュアルデータを読み込んで、栽培ステージや生育日数に応じて適した温湿度をタブレット端末の画面に示すなど、農業経験の少ない者にも実用化する狙いがあるものと推察しております。

厚沢部町の発展を支えるのは、農業・林産業であり、これまでも積極的に各施策を展開し、投資に努めてまいりました。

農業についてであります、1月末のJA新函館厚沢部支店の販売額は、28億8,000万円との報告を受けております。

春先から順調な天候であったものの、特にバレイショや大根などの野菜で価格の低迷を受け、計画を3億円ほど下回る結果となりました。

今期は、例年になく積雪が少なく、農作業も順調に進むものと推察しております。今後の天候が好天に恵まれることを期待し、豊穰の出来秋となることを期待しているところでもあります。

農業を取り巻く環境を見ると、外交ではTPP11協定や日米貿易交渉など、グローバル化の波がいや応なしに押し寄せ、後継者不足、高齢化の進展など、ますます厳しさを増しております。

厚沢部農業を再興し、力強い農業の発展を図るため、「農に生きるパート7」の目指す方向に向かって、着実に前進するのはもちろんのこと、真に実効性のある施策展開が必要と考えております。

基礎となる農地は、農作物の生産性に直結することから、農地耕作条件改善事業や道営農地中間管理機構関連農地整備事業等を導入し、明渠排水及び暗渠排水の生産基盤として計画し、農家負担を極力抑えた整備に取り組むほか、町単独で進める小規模土地基盤整備事業と併せて、引き続き積極的に排水対策に取り組んでまいります。

また、新規就農者や後継者の育成、新たな経営体の模索、農地の集約化と有効利用を促進します。さらに、拡大が懸念される鳥獣被害については、電気牧柵や箱わなの利用を促進するほか、

鳥獣被害対策実施隊の充実を図ることで、巡視体制の強化に努めます。

このほか、収入保険制度を含めた農業生産安定化特別対策事業費補助、野菜生産振興事業費補助、地力増進対策事業費補助、農道整備事業費補助、振興作物の苗代補助など、継続支援をし、農業経営の安定化を図ってまいります。

次には、林業、林産業についてであります。

豊かな自然環境の中にあって、町面積の約８割を占める森林は、地球温暖化防止対策の推進を初め、安全な国土の形成、水源涵養、保健休養などの多面的機能を有しているほか、産業として貴重な資源であります。

町有林管理については、除間伐、枝打ち、下刈りなどの適切な撫育管理や森林基盤整備等を推進し、森林機能の継続的発揮に努めます。

民有林については、集約化を進めた中で、未来につなぐ森づくり推進事業や森林環境譲与税を活用した除間伐、枝打ち、下刈り事業に支援し、地域林業の振興を図ってまいります。

また、林産業については、林産協同組合の活動を支援するほか、地域材の積極的なＰＲに取り組み、公共施設などへの地場産材の利用増進を図り、林業者はもとより林産業の経営安定に努めてまいります。

次に、商工業・観光について申し上げます。

商工業につきましては、小規模商店が多く、地元購買力は著しく低下しており、函館市や北斗市、さらには江差町等への町外流出が大きい中で、小売店全般が低迷しており、消費を取り戻す方策を見いだせずにいるのが現状であります。

しかし、地域に密着した商業は、日常生活の利便性や地域の活性化に欠くことのできないもの

であります。少子高齢化による人口減少の進行は小売業の衰退につながり、近年、都市部でも話題になる買物弱者が生まれることが危惧されることから、商工団体の育成と中小企業の経営安定を継続支援するとともに、商工会と連携し、活性化への振興策を検討してまいります。

また、優良企業の誘致を積極的に推進し、地域産業おこしを図るとともに、雇用の創出を強めてまいります。

観光については、オートキャンプ場「ハチャムの森」、「レクの森」や「道の駅」に「うずら温泉」を中核施設として、観光入り込み数の増大に努めてまいります。

特に、利用度が年々増している「道の駅」については、駐車場拡充整備とトイレの新設工事を新年度に実施し、物販や飲食スペースなどの利便性と効率性等に配慮した施設全体の整備を図るなど、さらなる集客効果を高めてまいります。

また、教育観光の誘致や、ちょっと暮らし事業の継続的展開で、交流人口・関係人口の拡大を図るほか、ラジオ番組放送の継続充実により、「素敵な過疎のまち 厚沢部町」の応援団員を獲得拡大に努めてまいります。

さらには、観光協会運営費や各種イベントへの助成なども継続的に支援してまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

本町の高齢化は確実に進行し、総人口に占める65歳以上の高齢化率は40パーセントを超え、増加の一途をたどっております。

このため、一人暮らしの老人世帯や老人夫婦世帯も増えて、加えて、介護を必要とする高齢者も年々増加しております。

まさに、高齢者が高齢者を介護する老老介護の状況に突入しており、地域社会での絆、支え合

い、助け合いの精神があふれる福祉・介護体制の整備が肝要であるほか、在宅での暮らしを支える医療との連携についても、体制の強化が求められております。

第7期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では「安心、健康、快適、生きがいのある生活」を基本的な目標に掲げ、居住系サービスの拡大を目指しております。

在宅福祉に重点を置き、福祉委員の地域福祉活動の充実、社会福祉協議会の運営を支援するなど、自助、共助、公助のバランスを図りながら、健康寿命の延伸や、住み慣れた地域で暮らす可能性を高めるため、日常生活支援として、給食や移送サービスなど13項目に及ぶ町単独サービスを継続して提供してまいります。

また、介護予防対策の充実や地域内の支え合い体制の確立など、地域包括ケアシステムを深化させ、高齢者の負担を極力抑えながら、安心して暮らしていけるまちづくりを目指してまいります。

子育て支援につきましては、幼稚園と保育所機能が一体化した認定こども園が開設し、一時預かり保育や発達支援、健康相談の充実を図り、さらに公営塾の開設と併せて総合的に子育て支援をサポートしてまいります。

福祉・保健衛生の主なる施策は、敬老福祉年金支給事業、高齢者生活支援事業、敬老会助成、高齢者事業団育成事業、児童・生徒医療費助成、こども園保育料等助成、学校給食費助成、放課後児童特別対策事業、不妊治療助成、母子保健事業助成、高齢者インフルエンザ予防接種助成、各種がん検診などであります。

次に、国民健康保険病院医療体制の充実について申し上げます。

国民健康保険病院は、医師及び医療技術員の体制整備や財政健全化に向けた経営改善など、病

院経営を巡る環境が厳しい状況にありますけれども、地域医療の確保や救急医療を担う町立病院として、極めて重要な使命を果たしております。

当病院の施設規模での標準医師数は3名ですが、現在4名体制で医療体制の充実を図っております。全国的に病院勤務医の過酷な労働環境や公立病院の赤字経営が社会的問題化しておりますが、町民にとって地域医療の確保は、命を守り暮らしに安心感を与えてくれると思います。

現在、全国的に病院再編の議論が展開中ですが、南檜山圏域におきましても、今後の方向性が議論され、道立江差病院と檜山南部4町の病院、診療所が連携する地域医療連携推進法人を設立し、各病院が一体となって経営改善し、持続可能な医療の提供を図る方向で進んでおります。

北海道は札幌医科大学に南檜山地域医療教育講座、江差病院に札幌医大病院地域医療研究教育センターを設置して、札幌医大から江差病院へ医師や初期研修医を派遣し、安定した医師確保を図り、また、不在の一部診療科の医師の配置や長期リハビリ体制の確保など体制を強化し、入院機能を可能な限り江差病院へ集約し、各病院、診療所は、在宅療養や介護と連携する地域包括ケア機能を強化しようとするものであります。

いずれにいたしましても、本町国保病院にとって、医療体制の充実、良質な医療の提供、経営の改善に努め、町民の期待に応えられる町立病院を目指していく所存であります。

次に、生活環境の整備充実について申し上げます。

道路、水道、環境衛生、防災など各分野にわたって安全で安心、住みよい厚沢部町を築き、次の世代に継承していくことは、今、生きる私たちの責務であります。

自然豊かな厚沢部町は、これまで様々な社会基盤整備を実施し、日常生活の安全性と利便性、

快適性を高めてきたところですが、時代の変化に対応し、今後とも各分野での継続的な整備が不可欠と考えております。

まず、生活交通対策であります。地域住民の日常生活に必要な公共交通路線であります国道227号線は、北海道新幹線新函館北斗駅に接続する基幹国道に位置づけられており、高速交通体系の骨格を形成する上で、大きな役割を担う重要な路線であります。

また、高度な医療を函館圏に依存する南檜山地域にあっては、いわば命の道でもあります。

狭小トンネルの解消について、これまで国へ要望してまいり、一部工事着手されましたが、進捗度を高めるために、昨年、事業費の増額を含め早期完成に向け、要請活動を強力に進めたところであります。

一方、道道では、八雲厚沢部線上里地区及び稲見地区の未改良部分については、危険箇所解消に向けて早期整備を要請しているところでもあります。

また、乙部厚沢部線江差町界付近の道路低地の解消、同じく赤沼地内歩道整備につきましても、早期整備を要請してまいります。

町道では、適正な維持管理及び冬期間における除排雪の体制の整備を図り、運行に支障が生じることのないよう、住民の交通と安全を確保してまいります。

また、橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、順次工事を実施してまいります。

河川関係では、厚沢部川、安野呂川の改修工事は順調に進んでおりますが、町河川においても、管理に万全を期し、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

生活排水については、集合型処理施設の整備を終え、4地区での加入促進に努めるとともに、個別処理区域では、合併処理浄化槽の設置助成を新年度は10基計画し、生活環境の改善を図る

ことにしております。

防災については、新年度、防災行政無線のデジタル化に伴う施設整備とハザードマップの改訂を行います。

災害時には、素早い情報収集、冷静な判断、的確な行動が重要であります。町民の自助、共助、公助によって被害が最小限にとどまるよう、常日頃から危機感を持って防災・減災対策に努めてまいります。

次に、教育・文化の振興について申し上げます。

教育・文化活動の振興を図り、快適で活気ある「心豊かな人を育むまちづくり」を目指すことが、町政執行上での重要な課題であり、私は、まちづくりの究極は人づくりにある、こういうように思っております。

少子化が進行する中で、これからの日本を支えていくたくましい人材を育成するためには、人間形成の基礎を培う学校教育の果たす役割は極めて大切です。子供たちが、安全でよりよい教育環境の中で学び育つために、学校施設や教育振興備品の整備を進めるとともに、学力の向上や健全な心と体を育成する教育施策の充実を図ってまいります。

社会教育では、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化など社会生活の変化に伴い、それぞれのライフスタイルや価値観が多様化しており、生涯を通じて、教育・文化・スポーツ活動などの様々な機会の提供が求められております。

このような高度で多様化するニーズに対応していくためには、各種の情報提供を通じて、地域の自主的な活動を支援、促進することが重要であることから、町内関係団体とも協議を重ね、連携しながら社会教育環境の整備と施策の充実を図ってまいります。

教育行政の詳細につきましては、教育長から方針が示されますが、教育委員会とともに学校や社会での教育活動が望ましい環境の中で展開されるよう、計画的かつ積極的に教育文化活動の充実に努めてまいります。

最後に、令和２年度の予算編成方針及びその概要について説明いたします。

本町の財政は、これまでの行財政改革などによって、健全な状況を維持しておりますが、町税等の自主財源に乏しく、歳入の過半を占める地方交付税の行方次第では、極めて厳しい状況となります。一方、歳出では社会保障費の増加、今後計画されております大型事業の財源確保等を考慮に入れ、安定した財政運営を図ってまいります。

限りある財源を最大限に生かす創意工夫と、柔軟な発想を持って、事務事業全体を検証し、効率的かつ効果的な施策の展開、より質の高い行財政サービスを提供し、「素敵な過疎のまち 厚沢部」の実現を目指してまいります。

令和２年度の一般会計と特別会計６会計を合わせて総予算額は６８億３，８５９万１，０００円となり、前年度６月補正後予算と比較して４億３，３１１万２，０００円、６．８パーセントの増となっております。

一般会計については、予算総額が４４億９，８００万円で、前年度６月補正後対比では、３億８，４００万円、９．３パーセントの増で編成をいたしました。

なお、道営事業費と令和元年度繰越明許事業費とを合わせた実質的予算額は５０億４７７万４，０００円となり、対前年６月補正後対比では、６億６，２５１万９，０００円、１５．３パーセント増の積極型予算となっております。

歳出の性質別内訳の前年度６月補正後との比較では、人件費が会計年度任用職員制度の影響

で、２億２００万円の増、補助費等１，９００万円、繰出金１，１００万円、普通建設事業費が３億４，７００万円ほどの増加であります。

また、減額の主なものは、物件費が１億６，１００万円、維持補修費で１，１００万円、扶助費が２，２００万円等であります。

目的別では、前年度６月補正後対比では、総務費が各課の臨時職員賃金等から会計年度任用職員人件費計上のため増額となり、逆に民生費、衛生費は減額、農林水産業費は農地耕作条件改善事業農業基盤整備事業や道営農地整備事業及び中間管理機構事業負担金、多面的機能支払交付金、森林環境譲与税基金積立金などで、２，６００万円ほどの増額となっております。商工費は重点道の駅駐車場整備及びトイレ建設工事で、１億９，８００万円ほどの増額、消防費は防災行政無線デジタル化工事等により、１億５，０００万円ほどの増額となっております。

教育費は学校や教育委員会関係の会計年度任用職員の人件費移行により、約５，１００万円ほどの減額となっております。

歳入について、町税はほぼ前年度並みを見込み、前年度対比０．４パーセント減の４億３１８万円を計上しております。

地方交付税は、２１億１，６００万円を計上しており、うち普通交付税は１９億６，６００万円を見込んでおります。

国庫支出金は、重点道の駅整備事業に伴う社会資本整備総合交付金の増により、約１億３，７００万円、５４．７パーセントの大幅な増加となりました。

繰入金は、財政調整基金、公共施設整備基金、森林環境譲与税基金など、約６，７００万円、２０．１パーセントの増であります。

町債は、重点道の駅整備事業費や防災行政無線デジタル化整備事業費充当などにより、１億
９，６００万円、７０．４パーセントの増であります。

次に特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計については、オーダリングシステム更新による国保病院会計への繰
出金の増により、前年度６月補正後対比４，９６４万６，０００円、８．７パーセント増の６億
２，０８３万６，０００円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を見込み、前年度
６月補正後対比１２８万５，０００円、１．９パーセント増の７，０３１万３，０００円を計上
いたしました。

介護保険事業特別会計については、保険事業勘定とサービス事業勘定を合わせた予算総額６億
６，５４４万３，０００円とし、保険給付費と地域支援事業費の増を見込み、前年度６月補正後
対比２，３５６万６，０００円、３．７パーセント増を計上いたしました。

簡易水道事業特別会計については、水道施設整備事業費の減額により、前年度６月補正後対比
９，７８２万１，０００円、２９．４パーセント減の２億３，５２８万８，０００円を計上いた
しました。

農業集落排水事業特別会計については、厚沢部地区及び赤沼地区の機能強化対策事業費の増額に
より、前年度６月補正後対比１，１０５万２，０００円、６．４パーセント増の１億８，２５３
万６，０００円を計上いたしました。

国民健康保険病院事業特別会計については、収益的収支と資本的収支を合わせた予算の総額は
５億６，６１７万５，０００円で、オーダリングシステムの更新を見込み、前年度６月補正後対

比 6, 121 万円、12.1 パーセントの増額の見込みをしました。

以上、私の町政執行に対する所信と施策の一端を申し上げました。町民の皆様の期待と信頼に応えるべく誠心誠意努力し、課題解決に向けて邁進する所存でございますので、議会並びに町民の皆様に、より一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、提案理由を申し上げます。

提案いたします案件は、新年度予算案 7 件、補正予算案 7 件、条例の一部改正案 5 件、条例の制定案 1 件の計 20 件であります。

議案第 1 号の令和 2 年度厚沢部町一般会計予算、議案第 2 号から議案第 7 号までの厚沢部町各特別会計予算につきましては、町政執行方針の中でその概要を申し上げましたので、省略させていただきます。

議案第 8 号の令和元年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、2 億 9,482 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 46 億 197 万 8,000 円とするものであります。

増額の主なものは、総務費では、財政調整基金、公共施設整備基金及び減債基金積立金、民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金、衛生費では、国保病院事業特別会計繰出金、農林水産業費では、農地耕作条件改善事業費の繰越明許費で、そのほか、歳入歳出の各款にわたって、事務事業の完了または所要見込額を勘案して、増減調整を図っております。

議案第 9 号から議案第 14 号までの令和元年度厚沢部町各特別会計補正予算につきましては、それぞれの今後の収支を勘案して、増減調整をしております。

議案第 15 号の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、4 月 1 日から施行の会計年度任用職員の任用手続に係る規定を設けるために、条例の一部を改正

		するものであります。 議案第 1 6 号の厚沢部町監査委員条例及び議案第 1 7 号の厚沢部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の長や職員の損害賠償責任の見直しに伴う地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、それぞれ条例の一部を改正するものであります。 議案第 1 8 号の厚沢部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例及び議案第 1 9 号の厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正をする法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。 議案第 2 0 号の史跡松前氏城跡館城跡保存整備検討委員会設置条例の制定につきましては、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により、執行機関の附属機関として本委員会を設置するために、条例を制定しようとするものであります。 以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たりますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。
議	長	町長の町政執行方針及び提案理由の説明が終わりました。
議	長	1 0 時 5 5 分まで休憩します。（1 0 : 5 2）
議	長	休憩前に引き続き議事を続行します。（1 0 : 5 5）
議	長	教育長から教育行政の執行方針について発言を求められておりますので、これを許します。

議 教 育 長	教育長 令和２年第１回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げます。 あらゆるものがインターネットにつながり、人工知能によって様々な仕事がロボット等の機械に代替されるような、社会構造そのものが大きく変化するSociety 5. 0の未来がすぐそこまで来ています。 そして、今、時代を担う子供たちが予測困難な未来を自ら切り開き、しなやかに強くたくましく生き抜く力を身につけられる充実した教育環境の迅速な整備が求められています。 そのためには、学校・家庭・地域が子供たちの望ましい成長を第一義に、ふるさとの新たな教育の実現へ向けて協働することが極めて重要となります。 次に、教育行政推進の基本姿勢について申し上げます。 これまで国の第３期教育振興基本計画や北海道教育推進計画、厚沢部町教育大綱の基本理念・方針に基づき、郷土への愛着や誇りを持ち、地域における様々な課題と主体的に向き合い、多様な人々と一体となってその解決を図りながら、地域の発展を支える人づくりを核に施策を進めてまいりました。 そうした中、教育委員会といたしましては、予測される急速な社会変化や子供たちの発達状況に適応した効果的な教育の推進を急務と考え、小・中９年間の連続性ある計画的・系統的な一貫教育について地域説明会を行ってまいりました。 今後は、子供たちの望ましい成長を第一義とする教育理念の下、教育委員会と小・中学校の校長が中心となって小中一貫教育構想を作成し、最終的には小・中合同による学校運営協議会での検討へ向け、取組を進めてまいります。
----------------	--

そして、緊密な学社融和の下、町民の信頼と期待に応える教育行政を推進してまいります。

続いて、令和２年度の重点施策について申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

学校教育におきましては、新学習指導要領が小学校が令和２年度、中学校が令和３年度に全面実施となることから、スムーズで着実な移行を推進し、学校・家庭・地域・関係機関との緊密な連携の下、社会でたくましく生きる力の育成を基本に３つの柱と１２の重点について取り組んでまいります。

１つ目の柱である社会で生きる力の育成について、３つの重点を申し上げます。

重点の１つ目は、確かな学力の育成です。

学力学習状況調査等の各種調査結果を基に、児童・生徒一人ひとりの学習状況を把握し、学力向上に向けた検証と改善のサイクルを軸とした確かな学力の育成に努めてまいります。

そのためには、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を組織的に進めてまいります。

また、習熟度別少人数指導やチームティーチング等、個に応じた効果的な学習指導の一層の充実に取り組むとともに、指導主事による指導・支援を行ってまいります。

さらには、昨年１２月に国が示した生徒１人１台端末と、校内ネットワーク環境整備事業のＧＩＧＡスクール構想について迅速に対応し、実物投影機や電子黒板、タブレット、デジタル教科書等のＩＣＴ機器を活用した授業力の向上と、「わかる・できる」を実感する魅力ある授業の一層の充実に努めるとともに、令和２年度実施となる小学校プログラミング教育の支援・推進と、児

童・生徒の望ましい情報活用能力や情報モラルの育成に努めてまいります。

加えて、小学校３、４年生で使用している社会科副読本の「わたしたちの町 あっさぶ」について、ふるさとへの学びと関心が深まるよう、新学習指導要領に則しつつ全面改訂を行ってまいります。

重点の２つ目は、特別支援教育の充実です。

特別支援教育では、共生社会の形成を目指し、障害のある子供だけではなく、全ての児童・生徒が互いに尊重しあい、ともに自立と社会参加を目指すために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、厚沢部町特別支援連絡協議会を中心に、家庭や地域、関係機関と連携した早期からの効果的な支援体制づくりに努めてまいります。

また、学習環境の整備や、個別の教育支援計画の早期作成と活用による指導の充実を図ってまいります。

さらには、特別支援教育支援員の適正な配置に努め、個別の学習サポート体制を充実させるとともに、特別支援教育に係る研修について、教育局や特別支援学校等、専門機関との連携、協力の下、計画的に実施してまいります。

重点の３つ目は、外国語・キャリア教育の充実です。

小学校外国語教育の充実、発展のため、今年度小学校へ配置される巡回指導教員と中学校専科教員による外国語学習指導や教員の研修機会拡充等、指導力の向上を図るとともに、中学校英語教員による小学校への乗り入れ授業を一層推進してまいります。

また、児童・生徒の基礎的外国語コミュニケーション能力の確立に向けて、外国語指導助手の学校訪問等、英会話の実践的学習を計画的に進めてまいります。

キャリア教育につきましては、現在行われている小学校での職場見学・職業調べ、そして、中学校の職場体験学習の促進と充実を図り、一人ひとりの社会的・職業的自立の基盤となる望ましい職業観や勤労観等を育ててまいります。

さらには、教科主催の租税教室や議会体験等を通して、主権者として主体的に社会の形成に参画する意欲や態度の育成に努めてまいります。

また、一昨年より実施している人生の先輩諸氏から学ぶ社会人講話を、学校・地域・関係機関との連携、協力の下、今後も継続してまいります。

2つ目の柱である豊かな人間性と健やかな体を育む教育について、4つの重点を申し上げます。

重点の1つ目は、道徳教育の充実です。

特別の教科道徳全面実施の下、解答が1つではない道徳的な課題に真摯に向き合い、他者との関りの中で考え方を広げ、深化させ、よりよく生きようとする力を育む道徳教育を推進してまいります。

また、道徳教育推進教師を中心に計画的な研修を進め、指導力の向上を図るとともに、教員一人ひとりが豊かな人間性をもって道徳教育を進めることができるよう努めてまいります。

加えて、公開授業や学校だよりの発信等、家庭や地域と一体となった道徳教育の推進と充実を図ってまいります。

重点の2つ目は、体験活動の推進です。

各種の体験活動やボランティア活動を積極的に進め、周囲や他者への理解を深めるとともに、思いやりやいたわりの気持ち、そして、自己有用感や地域への貢献意識を育ててまいります。

また、一昨年度より実施しております厚沢部中学校の沖縄修学旅行については、北海道とは違う気候・風土、歴史・文化等に直に触れる体験を通して、自らの視野を広げ、見識を深め、さらには、ふるさと厚沢部を見詰め直すすばらしい機会となっております。今後も、生徒の豊かな感性を育む貴重な機会として、町費による旅行費用の全額支援を継続してまいります。

重点の３つ目は、いじめや不登校への対応です。

いじめの未然防止と適切な対処のため、定期的ないじめアンケートや教育相談を実施し、早期の発見と対応を可能にする校内体制づくりを一層進めてまいります。

また、児童会や生徒会活動等における、いじめ根絶に向けた取組の充実を図り、望ましい人間関係の構築に努めてまいります。

さらには、ネットトラブルの未然防止や状況把握のため、定期的なネットパトロールを継続してまいります。

不登校児童・生徒への対応としては、学校や家庭、関係機関との密な連携の下、不登校の兆候を早期に把握するとともに、慎重な調査と学校間での情報共有及び対応等の検討等、組織的な取組を進めてまいります。

また、スクールカウンセラーの配置を継続し、不登校児童・生徒や保護者へのカウンセリング及び教職員への助言等、適切な支援を引き続き行ってまいります。

重点の４つ目は、健康教育の推進です。

全国体力・運動能力等の調査結果を踏まえ、小学校へ体育専科教員を配置して、体育科に係る授業力の向上と研修の充実を図ってまいります。また、体育的行事内容の見直しを図るとともに、家庭との連携による望ましい運動習慣・生活習慣の定着、改善に向けた働きかけを行ってま

います。

食育につきましては、食への関心を高め、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、各学校における計画的な学習を展開するとともに、栄養教諭による食育指導の充実を図ってまいります。

また、学校給食につきましては、総合給食センターでの安全管理を徹底し、安心・安全でおいしい手作り感のある給食の提供に向け、関係者一丸となって取り組むとともに、地場産品の積極的な活用やアレルギー対応食の充実に継続努力してまいります。

さらには、一昨年度より実施しておりますがん教育やフッ化物洗口につきましても、関係機関との連携の下、学校における保健教育の一環として引き続き取り組んでまいります。

3つ目の柱である信頼される学校づくりについて、5つの重点を申し上げます。

重点の1つ目は、学校運営の改善です。

平成30年度、厚沢部小学校で学校と地域が一体となって子供たちの学びを支え育む仕組みとしてスタートしたコミュニティ・スクールを、令和2年度より町内全ての小・中学校で開始いたします。

また、学校における働き方改革として策定した厚沢部町学校における働き方改革推進計画や、設置する学校に係る部活動の方針に基づいた取組を推進してまいりました。今後も、国や北海道の動向に留意し、各校の取組状況を踏まえた見直しや改善を図り、教員の負担軽減とともに子供と向き合う時間の確保に努めてまいります。

重点の2つ目は、異校種間の連携・接続の推進です。

認定こども園と小学校の連携、協力によって、小1プロブレムの解消やアプローチのカリキュ

ラムとスタートカリキュラムの共有と相互理解による、スムーズで効果的な接続の推進に引き続き努めてまいります。

また、小学校と中学校との間では、各調査結果等の引継ぎや経年比較、そして、乗り入れ授業の推進や学校スタンダード等の共有、連携を基に、円滑な接続を進め、児童・生徒一人ひとりの確かな学力と豊かな心身の成長に努めてまいります。

さらには、町内全小学校による合同宿泊研修や合同修学旅行等、3校合同で行う学習活動の充実を図り、中1ギャップ等の解消や指導方法の工夫、改善に努めてまいります。

重点の3つ目は、教職員の資質・能力の向上です。

学校力の要である教師の使命感や責任感、教科や教職に関する専門的知識等、その資質や能力の向上に努めることは最優先事項であり、予測困難な未来を生き抜かねばならない子供たちに対する最大の責任です。

そのため、時代の要請や多様化する教育課題に対応できる力、専門性の深化と向上、基礎期から発展円熟期までの各キャリアステージに応じて求められる資質・能力の育成に向けた校内研修等を支援、推進してまいります。

さらには、町の教育研究会や学校保健会、ICT教育推進委員会、僻地複式教育連盟等の各研究・研修活動の充実を図るために引き続き支援を行ってまいります。

加えて、児童・生徒や保護者、地域の方々の信頼に応えるためにも、教職員の服務規律や法令の遵守について徹底を図り、不祥事の未然防止と根絶に努めてまいります。

重点の4つ目は、学校安全教育の推進です。

児童・生徒が生き生きと活動し学ぶためには、安心・安全な環境が確保されていることが必要

です。

そのため、学校における危機管理マニュアルを活用した教員研修を充実させるとともに、関係機関との連携による指定伝染病の対策・予防、交通安全教室や防犯教室、通学路の安全点検・指導等、危機管理体制の一層の教科を図ってまいります。

また、災害時に児童・生徒自ら適切な判断や行動を取ることができるよう、計画的な避難訓練や講習会等を実施してまいります。

なお、令和元年度に防災関係機関協力の下、厚沢部小学校で実施した子供たちの防災意識を高め、危機対応能力の育成を図る貴重な体験学習を目的に、防災プログラムに基づく授業や避難訓練を行う1日防災学校を、令和2年度は鶉小学校と館小学校の2校合同で実施いたします。

さらには、ネット犯罪の防止や情報モラルの育成を図るため、警察や携帯電話会社等の協力の下、防犯教室や講習会等を引き続き実施いたします。

重点の5つ目は、学校教育環境の整備・充実です。

学校教育環境の整備・充実につきましては、校舎の経年劣化による修繕を初め、ICT環境や防災環境等の整備についての調査結果を基に、緊急性の高いものからできる限り速やかに対応してまいりましたが、厚沢部小学校築43年、鶉小学校築35年、館小学校築36年、厚沢部中学校築41年と、決して望ましい教育環境とはいえない状況となっております。

そのため、教育委員会といたしましては、その点を十分に考慮しつつ、ICT機器の整備や国のGIGAスクール構想事業について迅速に対応してまいります。

そして、厚沢部町における義務教育の未来と小学校の適正配置については、教育委員会と小・中学校の校長が中心となって小中一貫教育構想を作成し、最終的には小・中合同による学校運営

協議会の検討へ向け、取組を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育については、人生１００年時代のライフステージに応じた学びの充実とともに、学びの成果が地域の活力や課題解決へとつながる環境づくりに努め、誰もが生き生きと学び、高め合い、支え合う、生涯学習社会を実現するため、次の７つの柱について引き続き取り組んでまいります。

１つ目の柱である家庭教育支援の充実について申し上げます。

全ての教育の起点である家庭教育において、子供の健やかな成長を育む基盤としての機能がますます重要視されており、学校・地域・家庭・関係機関を含めた地域社会全体が世代を超えた対話、交流を通して、子育てに関わる課題を共有し、解決に向けたサポートを協働展開していくことが求められております。

こうした現状を踏まえ、児童・生徒の家庭環境を的確に把握し、親同士のネットワークづくりや子育て相談ができる環境づくりに向け、世代間で交流する機会の創出や親子参加型活動、キッズ食育の森、早寝・早起き・朝ごはん活動等、地域や関係団体との連携による持続性のある子育て支援の推進と充実を図ってまいります。

２つ目の柱である青少年の健全育成について申し上げます。

子供たちの広い視野と豊かな感性、そして、ふるさと厚沢部への郷土愛を育み、人や自然との関わりを通じて豊かな人間性や社会性を醸成するため、親子体験フェスタ in 厚沢部川や少年少女体験塾等、地域の魅力に触れ、地域に学ぶ、多様な体験活動や交流学習の継続と充実を図ってまいります。

また、ジュニアリーダーコース派遣事業についても引き続き実施し、社会活動参画の促進や次代の青少年活動におけるリーダーの育成を図ってまいります。

さらには、地域ぐるみによる健全育成の推進と充実を図るため、学校や家庭、そして、地域連携協力推進事業としての放課後子供教室推進事業を実施し、放課後活動の充実や多種多様な学習機会の提供を行ってまいります。

今後とも、これまで以上に関係団体と連携し、一体となった青少年健全育成の体制づくりを推進し、様々な青少年活動に対する支援とともに、積極的に取り組む人材の発掘と育成に努めてまいります。

3つ目の柱である多様な学びと活躍の機会提供と充実について申し上げます。

ライフステージに応じた学びや個人の生きがいづくりや仲間づくり、地域づくりにつながることから、関係団体と連携しながら様々な学習機会の提供に努め、活動の充実を図ってまいります。

また、将来の地域リーダーを育成するとともに、女性の活躍機会の創出を支援し、様々な地域活動に参画、活躍できる環境づくりに向け、異年齢・異業種間の交流を支援、推進してまいります。

さらには、町民の40パーセント以上を占める高齢者の方々がこれまで培った知恵や技術を生かして活躍する伝統技能伝承講座や、互いに交流し学び合う場としての高齢者学級を一層充実させ、継続開催してまいります。

今後とも、地域でつながり支え合うネットワークづくりとともに、町民一人ひとりが主体的な学びを生涯続けられる環境づくりに努めてまいります。

4 つ目の柱である芸術・文化活動の推進について申し上げます。

町民が心のゆとりや潤いの源となる芸術や文化に親しむことや、地域の伝統文化の持続的な伝承と発展が求められております。

そのため、地域文化活動の活性化に向け、芸術・文化に触れる機会の提供や伝統文化伝承の環境づくりを初め、文化協会を中心とした各種文化団体の活動や町民文化祭の充実と発展に向け、工夫、改善、支援を継続してまいります。

また、児童・生徒の豊かな情操の涵養を目的に、音楽界や演劇等、優れた芸術や文化に触れることができる児童生徒芸術鑑賞会につきましても、継続して取り組んでまいります。

町民文化講演会につきましては、町民にとって新たな発見や感動が得られる新鮮で楽しい学びの場となるよう、幅広い分野にわたる講演内容の企画に努めてまいります。

5 つ目の柱である文化財の保存・整備について申し上げます。

厚沢部町には、先人から引き継がれてきた伝統文化や歴史的建造物跡、天然記念物「鶉川ゴヨウマツ」の自生北限地があり、その保存・伝承と有効活用が求められております。

そのためには、保存・伝承を担う後継者の育成とともに、文化財等の維持管理に向けた取組や、価値や魅力の効果的な情報発信の工夫、改善が必要となります。

町指定文化財である「鹿子舞」については、町内各団体による交流会や厚沢部小学校の総合的な学習の時間等、貴重な郷土芸能や伝統文化の保存・伝承活動を支援し、ふるさと厚沢部の魅力やすばらしさを伝えることのできる人材の育成に努めてまいります。

史跡館城跡保存整備事業については、整備検討委員会による基本計画の修正及び基本設計、実施設計へ向けた取組を初め、説明会や学習会、町の広報やホームページでの情報発信等、開かれ

た事業として推進してまいります。

また、維持管理に係る次世代の負担を軽減するとともに、館城の価値を効果的かつ分かりやすく伝えられるデジタル技術の活用に向けた具体的な取組を進めてまいります。

土橋自然観察教育林については、檜山振興局森林室や農林商工課との連携の下、貴重な自然環境の適切な保護と整備、体験学習の場として有効活用できる環境づくりと保全に継続的に努めてまいります。

郷土資料館については、展示資料の点検・整備・改善に努め、定期的な企画展示や学校と連携した郷土学習を実施するなど、有効活用の推進を図ってまいります。

6つ目の柱である生涯スポーツの振興について申し上げます。

生涯にわたってスポーツに親しむ機会の拡充は、心身のリフレッシュを初め健康増進等、生活に潤いと元気をもたらし、人生100年時代を生きていく上で大変重要な要素となります。

そのため、スポーツ協会やスポーツ推進委員、各種スポーツ少年団指導者等の協力の下、町民一人ひとりがスポーツを気軽に生き生きと楽しむ機会の提供と環境づくり、健康増進を図る研修講座等の企画、開催に向けて、今後とも取り組んでまいります。

また、町内スポーツ団体への支援を継続して行い、活動の充実を図り、関係団体や関係機関との連携の下、各種研修会によるスポーツ指導者の育成と資質向上に努めてまいります。

総合体育館、多目的交流広場、総合グラウンド、プールなど、各種社会体育施設については、将来にわたっての計画的な維持管理のため、令和2年度において国の評価基準に基づいた劣化度調査等を行い、長寿命化計画の策定を行った上で、施設の適切な維持管理と保全に努めるとともに、有効活用に向けた工夫改善を図ってまいります。

7つ目の柱である図書館活動の充実について申し上げます。

町民の多様な学習機会や、地域情報センターとしての役割を果たし、子供たちが図書館活動を通じて読書に親しみ、読書習慣を身につけられるよう、魅力ある図書館としての環境づくりに努めてまいります。

館内蔵書につきましては、利用者の様々なニーズや、時流に応じた蔵書の整備、充実に努めるとともに、厚沢部町「子どもに読ませたいこの一冊」50選を継続企画し、児童・生徒の読書活動の啓発と利用促進に向けた情報提供を積極的に進めてまいります。

また、読み聞かせ活動に参加するボランティア人材の発掘、育成に努めるとともに、ブックスタート・フォローアップ事業や図書館クリスマス会、図書館祭り等を継続開催し、読書啓発機会の提供と充実を図ってまいります。

さらには、読書経験不足の改善や読書週間の定着、情報活用能力、論理的思考力の向上等が期待されるビブリオバトルの企画推進に継続努力してまいります。

移動図書館バスの活用や町外図書館との相互貸借、児童・生徒の読書感想文集の発行等、各学校や関係機関との連携の下、読書環境の整備と充実に取り組んでまいります。

以上、令和2年度教育行政推進の基本姿勢及び重点施策について申し上げます。

我が国の世界に類を見ない少子高齢化がもたらす生産人口減は、個人の職業人生を長期化させ、1つの企業や職種だけで生涯キャリアを全うできない社会へと変化させています。

それは、多様な人材が能力を発揮できる新たな働き方や働く場を作り出すのは、もはや企業や行政だけではなくなっているということであり、特定の知識や経験のみにとどまらない、しなやかな適応力と創造力、人的ネットワーク力が個人のキャリアを支えるようになっていることを示

議 議 議 議 議 議 議 議 上 戸 議 員	すものでもあります。 厚沢部町教育委員会といたしましては、保護者・教職員・地域が手をつなぎ、その中心に子供たちを置いて、笑顔で守り育て、導いている姿を見せることが、極めて重要であると考えます。 そしてまた、我々大人が現実にもがきながら未来へ夢を抱き、精いっぱい努力する子供たちの背中を支え、向かう先へ先へ送り出す手として、誠実を根幹とした範たる覚悟を持ってつながることが極めて重要であり、それこそが持続可能な地域社会を形成する源であるとも思います。 町の将来を担う子供たちを地域が一体となって育む学校教育の充実と、町民一人ひとりが生き生きと学び合い、互いに支え合い、高め合う生涯学習社会の実現に向けて、関係機関との緊密な連携を基に、組織一丸となったスピード感のある取組を進めてまいります。 町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和２年度教育行政執行方針といたします。 教育長の教育行政の執行方針が終わりました。 議事の途中ですが、１１時３５分まで休憩します。（１１：３０） 休憩前に引き続き議事を続行します。（１１：３５） 日程第５ 一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。 発言の順序は受付順とします。 それでは、初めに、７番、上戸昌行議員 ７番、上戸昌行議員 それでは、議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を行います。 質問の内容については、農業振興方策でありますので、どうかよろしくお願いします。
--	--

渋田町長は本日の町政執行方針でも、厚沢部町は農業が基幹産業である旨、説明されておりますけれども、今回、厚沢部町の基幹産業である農業について、下記に記載した事項の振興方策並びに対策、所見等をお伺いいたします。

まず、第１点目でありますけれども、このたび発刊された「農に生きるパート７」において、過去８年間の農業政策の取組内容に続き、販売農家戸数の減少、高齢化の急速な進行に伴う農業従事者の不足による労働力の確保が困難な現状等を記載されているところであります。残念ながら、当町農業は衰退の一途をたどっているように見え、聞くところによりますと、過去において全国１位の産地となった大根が、施設の老朽化により共同選別を今年限りで打ち切る話や、当町の基幹品目のマークインが発祥の地として大正１４年の施策から９５年を迎え、この間、産地化を図るために先人たちが努力を重ね、京阪神中心に地域ブランドとして確立した経過にあります。近年のマークイン販売が思わしくないということから、マークインブランドを支えてきた種バレイショの面積が大幅に減反されるなど、厚沢部町農業を混迷させるような内容が飛び交っています。種バレイショの施設は、町が様々な要因で新築した施設であり、大変残念に思います。

また、「農に生きるパート７」の中に、「あっさぶマークイン」の知名度は全国的にはまだまだ低く、道内外に地域ブランドとして認識を深める必要がある旨、記載されていますけれども、マークインの試作から９５年の長い期間をかけてＰＲに努めてきていると思われませんが、さらに知名度を上げる方策を持ち合わせていましたら、お聞かせ願いたいと思います。

続いて２点目であります。

本来であれば農協がこの危機的状況を受け止め、自ら地域農業の振興対策案を樹立して、生産者の営農に対する不安や心配を払拭させなければならないわけでありまして、残念なこと

に、今の農協にその機能があるとは思われません。本日の町政執行方針にもスマート農業のようなことも述べられていますが、今、現実的にメークイン、野菜、大小豆も価格的に大変厳しいと言われる中、大変難しい問題だと思いますけれども、この危機的状況を受け止めた中で、町として厚沢部町農業をどのように導くのか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

続いて、3点目であります。

販売農家戸数の減少が続く中、この維持には後継者の育成を含む後継就農対策も必要であります。この中で、「農に生きるパート7」にも記載されていますが、経営方針や栽培技術、農地確保、経営資金力の確保が高い障壁となって、新規就農を志して来町したものの、就農に至らなかった例もあると記載されています。こうした事例もある中で、町としてこの高い障壁をどのように低くしていくのか、考え方をお伺いします。

続いて、4点目であります。

地域おこし協力隊の隊員が農業を志すのであれば、国の補助以外に町としても定着するまでに住居・農業施設・借入金の利子補給等々において、温かく見守る施策も必要であると思われませんが、こうしたプランの有無等の考え方をお伺いします。

続いて、最後の5点目であります。

今後も厚沢部町の人口減が続き、生産農家が減少していくと、地域によっては農業者が1名から2名しか残らなくなる場合も想定され、農業者間の地域コミュニティーも機能しなくなる可能性もあり、地域の衰退にもつながることになると思います。農業は地域や自然を守る観点からも大変重要であると考えますが、生産農家の減少を防ぐ打開策の一つに農業の第三者継承も考えられる一つであります。今現在、アスパラを初めとする施設園芸の農業者に、若干ではありますが

議 町 長 長	農業の第三者継承の動きはありますが、この対策を施設園芸農家以外の農業者等も対象に推進することにより、地域に農業者が残る可能性も出てくるわけであります。 経営基盤の整った農家の先祖伝来の土地や施設を賃貸や譲渡をしてしまうということから、なかなか踏み切れない農業者も多いものと想定されますが、当町農業の発展には販売農家戸数の維持拡大が必要であるものと思われまますので、ぜひ力を入れて対応していただきたいと思いますが、町としての考え方をお聞かせ願います。 以上でございます。よろしくお願いいたします。 町長 上戸議員の農業振興方策についての質問であります。 「農に生きるパート7」については、一昨年からワーキンググループを開催して、昨年3回のこの策定委員会を開催し、そして完成に至ったと、こういうことであります。本計画は地方創生総合戦略と同じように、令和2年度から令和6年度まで計画期間として取り組むこととなります。評価可能な項目は数値目標を設定するとともに、計画終期にはPDCAサイクルによる評価を行い、次期計画につなげる農業版総合戦略と、このように考えているところでございます。 まず、1点目のマークインの知名度については、これまで発祥の地として、先人の方々が熱い想いとプライドを持って、関西方面に長い期間PRに努めてきたところであります。しかしながら、「あっさぶマークイン」と名称を統一したPR実績はなく、関東や道外の物産展、あるいは、フェア、こういうものに出展においても認知している方が少ないというのが実際であります。現在JAが主体となり、地域団体商標登録を目指して知名度向上を図っておりますが、名称とデザインの統一は平成29年度からそれぞれ検討しながら、認定の必須条件となる、商標が広
-------------------------------	---

く認識されていることを証明するには実績が足りないというのが現状であります。これは、御案内のように、商標登録というものの前段の実績が必要と、こういう国の指導であります。その実績が足りない、こういうことです。

町では、その「あっさぶメイクイン」の認知度向上と地域団体商標登録実現のために、令和2年度から3年間を事業期間として地方創生推進交付金を申請しております。採択後の展開は、現状の取組に加えて、新たに都市部での食のイベント開催、関連したSNS発信による認知度向上を図ります。

次に、2点目の厚沢部町農業をどのように導くのかについては、「農に生きるパート7」でも言及しているとおり、「安全・安心の産地づくり」、「生産性と品質が向上する産地づくり」、「未来に向けた経営体づくり」をテーマとして、未来の農業の姿を見据えた中で、農産物の長期保存対策、あるいは、品質向上など、各種施策に今取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の新規就農への障壁についてであります。現在は関係機関で構成する厚沢部町農業担い手育成対策協議会が中心となって新規就農対策に取り組んでおります。活動の中で農業経営や栽培技術、農地確保、経営資金力の確保については、ワンストップ窓口として対応しており、直近2名の新規就農希望者については自立できるめどがついていると、このように認識もしているところであります。

次に、4点目の定着するまでの住居・農業施設・借入金の利子補給などの施策については、国・道の多岐にわたる対策等がありますので、個別の支援策を拡充する予定はありません。現状においては、研修期間中は地域おこし協力隊制度の活用、あるいは、新規就農時には就農奨励金と起業支援金の交付、就農後5年間は農業次世代人材投資事業を活用すると、こういうことによ

議 長 上 戸 議 員	って、トータルで最大2, 500万円の支援が得られるものであります。 5点目の第三者継承については、既に厚沢部町農業担い手育成対策協議会において、1件が新規就農の見込みであり、さらに募集を行っております。 ただし、上戸議員の御質問のとおり、現時点では施設園芸での営農を前提としております。町内の担い手への農地集積による維持はいずれ限界が訪れる可能性が否めない。第三者継承の条件や経営規模、所有機械などの農業関連財産の状況にもよりますけれども、継承時には大きな投資が必要となることが想定されます。全国の自治体の事例等を参考にしながら、可能な方法を検討してまいりたい、このようにも考えているところであります。 最後になりますが、本町の基幹産業である農業の振興は、人口減少対策を初め、経済の活性化、コミュニティーの維持などに好循環をもたらす可能性を秘めており、強い農業をつくることを基本に、高齢化と農家戸数の減少に備えるとともに、農業・農村を発展させるために何を行うべきかを基本として、農業振興に一層努めていかなければならない、こういうふうに思っております。 以上です。 7番、上戸議員 5点の回答を頂きましたけれども、まず、1点目の回答でありますけれども、よく分からないのが「あっさぶマークイン」と、我々はいつも箱に「あっさぶマークイン」というふうに書いてあるものだなというふうに思っていましたけれども、この名称を統一したPRの実績がないということであります。この辺をもう少し詳しく説明していただければなというふうに思います。 また、特許庁に地域団体商標登録、この申請を行うということを目指すということでありまし
------------------------	--

議 町	たけれども、今回は触れないでおこうと思ったんでありますけれども、農水省の地理的表示保護制度、いわゆるG Iでありますけれども、この登録も目指すべきではないかなというふうに思いますけれども、この辺の考え方も併せて説明していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。 町長 今、上戸議員が話ありました、この商標登録の関係、地域団体商標というのが、今、農協が進めている、これはかなりの月日を重ねて、会合を重ねて、そして、その資料、データ、そういうものを、実績をつくってこういう特許登録のほうに申請するものであります。 ただ、この今の段階で地元の農産物のブランド化というのは、今、特許庁のほうで押さえる数字も大変な数の実績がない限り受け入れないと、こういうふうな指導があるわけで、そういうものに合わせて地域団体商標、あるいは、地域の商標登録に向けて、農協が今既にこの作業を進めていると、大分データも厚くなったようでありますが、そういう進めをしている。 もう一つは、上戸議員が指摘したけれども、地理的表示というものがあります。G Iという活用であります。これは本来は農林省が扱うG I認定であります。ですけれども、これは今現在、比較していろいろ検討しておりますが、こちらのほうはまだまだ認定が厳しい。現在、北海道で3つの農業団体が指定をされている、こっちのほうでなっているのは、川西の長いも、夕張のメロン、それと今回が今金の男爵と、この3つだけが北海道でもこの表示によようやく該当したというふうな状況になっております。 やはり、この商標登録の関係は、私も前から、新函館農協というのは七飯町でも乙部でも江差町でもマークインは作っているわけです。集荷は全部新函館農協なんです。じゃ、厚沢部町のメ
----------------	--

議 長 上 戸 議 員	ークインというのはどこに書いてあるんだと、こういうことになるわけであります。この選別と いいでしょうか、取扱いというのが非常に今まで苦慮してきました。 だけれども、今度は考え方を変えて、新函館農協の中で一発でその申請しなければ、これは可 能性がないということになりまして、今、農協が一生懸命会合だとか、あるいは、それぞれのデ ータを作って農家に配布しながら、この地域団体商標という特許庁の商標を取ろうということ で、順次今進めているところであります。 そういう中で、我々もぜひそういう特許を取って銘柄というものを守るために、ぜひ行政も一 緒になって農協を支援していかなければいけないと、こういうふうな考え方でおります。いずれ にしても、この商標登録、地域団体商標というものを、これを一応この対策が回を重ねて申請す れば何とか取れると、こういうふうな状況でありますから、もう少し時間がかかるのかなという ふうな気がしています。我々も農協と一緒に速度を高めながらこれからもやっていきたい、こ ういうふうに思います。 7 番、上戸議員 商標登録するのは、今、町長が説明しましたように、大変難しいのかなというふうな感じも受 けますけれども、どこかのスーパーに行っても、よく農協以外の箱で「あっさぶメークイン」だ とかというふうに書いて売っている箱が目につきます。そういうものもある中で、特許庁の商標 登録を取るのは大丈夫なのかなという感じはしますけれども、頑張ってやってください。 かつては、当町も夢現塾というふうに称した町・生産者・農協で構成した団体がイベントに参 加して、P R 活動を行ってきたというふうな経緯があります。これについては、時々野菜の販売 でも町だとか生産者団体も同行してP R してきたという経過もありますけれども、いずれにして
------------------------	---

議 長 上 戸 議 員	も、メイクインは厚沢部町の農業では数少ない基幹品目でありますので、今後もブランド価値を高めるPR活動なりに努めて、農業者に少しでも多く還元できるような対策を講じていただきたいというふうに思っております。 続いて第2問目のほうに行ってもいいですか。どうですか。 どうぞ。 それで、続いて2点目のほうに移らせていただきますけれども、厚沢部町農業をどのように導くのかでありますけれども、安全・安心の産地づくりだとか、生産性と品質が向上する産地づくり等々の回答では、なかなか現実的に具体的な方向が見えないというふうに考えるわけであります。現実問題として、大小豆を初めとする農産物の価格低迷が続く中で、農家が期待するのは何かよい作物がないかだとか、それから、何年も言われているんですけれども、バレイショを初めとした規格外品、これを有利に販売する方法はないのかだとか、そういうことが求められている現状であるというふうに認識しているところであります。 これも「農に生きるパート7」にも記載していますけれども、メイクイン以外の高収益作物を育てることが課題となっているということを記載されておりますけれども、何かめどでもあるのか、ないのか、その辺、御説明をお願いしたいと思います。 また、毎年のようにコロッケコンテストだとか、それから、夏祭りには巨大コロッケを作って、道の駅にもコロッケ売っていますけれども、これらのイベントを販売に生かす方法をもっと積極的に検討するなど、当町の生産物を少しでも有利に販売できるよう、環境の整備だとか指導を行っていただきたいなというふうに思いますけれども、この点について何か考えがありましたらお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
------------------------	---

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	農林商工課主幹 ただいま御質問いただきました、まず、町長の答弁の中では、農に生きるに掲載していますテーマごとにおおむねの回答をさせていただきましたが、今回の農に生きるに関しましては、具体的な施策を明示しまして作成しておりますので、ちょっと多岐にわたるので全ての説明はできないんですけれども、例えば、今おっしゃられていたコロッケコンテストや巨大コロッケの関係につきましては、令和2年度からの地方創生推進交付金の活用を前提として、今進めていきたいと考えておりますので、詳細についてはまた関係機関等の調整もありますので、後ほどお知らせするような形になっていくかとは思っています。 ただ、やはり近年、大豆や小豆なども、天候の部分もあるんですけれども、バレイショなんかにつきましても、やはり価格低迷だとか、去年であれば発芽障害とか、いろいろなことが起こっております。そういった中で、P Rとかも必要なんでしょうけれども、やはり基本的な営農体系の確立というのがまずベースになるのかなと考えております。 町といたしましては、やはり一昨年の曇天・長雨の影響とかも考慮いたしまして、昨年ちょっと取りまとめを行いまして、透排水性の改善ということで暗渠なりの取りまとめを行うと。また、ちょっと今現状農協とは相談しているんですけれども、カットドレーンの導入など、まず農業の基盤づくりというところも一緒に進めていく必要があるのかなと思います。 ただ、いろいろ問題はあるんですけれども、農に生きるの中でも実施主体ということで触れていますが、全てが役場で解決するわけではないと。やはり、今回作った農に生きるは、これからになるんですけれども、農業者の方にもきちんと周知していきまして、農協、生産者、役場もそうですね、関係機関一体となって進めていくことが重要ではないかと思っています。
---------------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	以上です。 主幹、上戸議員が聞いた別なよりよい農作物があるかどうかという件と、規格外品の販売対策はどのように考えているかと、その件２点、説明をお願いします。 高収益作物になりますと、やはり現状ではメイクインの代替えということは、正直、町としては必要だという認識はないのかなと思います。ただ、やはりいろいろな作物を作る中で、現状であればカボチャなんかが高収益作物ということでいろいろ生産は進んではおりますが、カボチャの値段というのも結局その年その年で結構、現在流動的な現状もありますので、ちょっと決め手というところには行っていないのかとは思いますが。 それで、農業活性化センターにおいても、いろいろな品種試験とかは行っているんですが、なかなか新たな品種というところまでには至っていないというのが現状であります。こちらにつきましては、今後ちょっと農協さんとも、バレイショの面積の関係とかもありますので、少し御相談しながらどういう方法があるかという検討はしたいと思います。 あと、バレイショのその規格外品とかいうんですか、そういったところにつきましては、現状では確かに特効薬となるような対策は打っていないんですが、例えば道の駅の販売、これから道の駅につきましては、やはり改修も行って利用客数を増やしていくということで、地元販売なんかが想定されていくのかとは考えております。 以上です。 一般質問の途中ですが、休憩してお昼といたします。午後は１３時より再開します。（１２：０５） 休憩前に引き続き、上戸議員の一般質問を続行します。（１３：００）
議 長	

議	長	上戸議員の持ち時間はあと３５分です。
議	長	７番、上戸議員
上	戸	先ほどの高収益作物の関係の続きでありますけれども、もう一点だけちょっと伺いたいわけ
議	員	あります。
		高収益作物という、私が農協に行って聞いた限りでは、まだブロッコリーだとか、それと、
		長ネギだとかがまだまだ有望でないかというような話がありました。ただ、ブロッコリーは製氷
		機が問題になって作付拡大できないと、それから、長ネギについては移植機だとか、そういう収
		穫の機械だとか、そういうのがまだネックになっているというふうなことであります。製氷機で
		も広域で使うものだから、なかなか町のほうですぐ補助するということにはならないと思います
		けれども、このようなどという方向で高収益作物を導入するだとか、そういうことを農協と役場
		で話し合う組織みたいなものはつくってあるのかどうか、これ１点だけ御説明をお願いしたいと
		思います。
議	長	農林商工課主幹
農	林	上戸議員からの高収益作物を導入するために話し合う機関、協議する機関という御質問につい
商	工	てでございますが、現在のところ機関としてそういうものは設置しておりません。ただ、高収益
課	主	作物の導入に関しましては、やはり農協さんもそうですけれども、個々の農家さんの、先ほど言
幹	幹	われた投資の件もありますので、そういう事情を勘案しながら進んでいくのかなとは思っており
		ます。
		以上です。
議	長	町長

町長	最後、上戸議員のお話の中で高収益作物、当然今の時代、農家そのものは経営に対してどう収益するべきかという、個々の農家さんはどんな農家でも考えているはずですよ。年に1回、ずっと今までやってきたんですけれども、農協青年部と町長の話し合いというのはかつてやっていました。これにはいろいろと新しい農業に向かって今厚沢部町で何が必要なのか、こういう将来に向けて我々が生きる農業というのはどういうふうにするのか、こういうその若い人たちとの懇談というのがありました。 今年残念ながら、農協の調子が悪いのか、さっぱり動いてこないけれども、こういう中で、少なくとも厚沢部町農業というのは今の中でいったら、新函館農協の農業も日本全国の中でびりけつのほうですから、はっきり言って、上戸議員にもお見せしますけれども、全道全国の農協の生産販売の中で、これだけ何百もある農協の中で新函館農協は出てこないんです。それで、今金町農協だとか道内の大きい農協とか、どんどん販売額ランクには入ってきているのに、新函館だけがないという、こういう状況が今厚沢部町の農家が携わっている農協なんです。 そういう中で、今、上戸議員が言うように、じゃ、農協と町と協議したことがあるかというような、農協対町ではなくて、農家青年対町長と、こういうのはあります。そういう中で、今まで正直言って、2年前からGPSだとか、こういうものの農家のそういう設備の関係、農家自らがやれないものを行政側が支援するとか、こういう関係をつくってきたと、こういうことであります。 農協青年部はそういう意欲のあるやっぱり考え方があってあるんだろうと思いますし、全部の農家がそうかといったらそうはならない。このランクにも載ってこないような農協になる。ですから、やはり今もう農協青年部といいましょうか、農家の若い人たちで、これからの農業、強い農業、
----	--

議 長 上 戸 議 員	これから勝つ農業をどういうふうに見極めるかと、こういうことだろうと思います。私は、もし農家の若い者がどんどんそういう方向で物を考えながら、農協でなくて結構、町にＳＯＳであればいつでも対応できます。そういうふうな考え方でおりますから。 若い人たちにはこれから特に、つい先月ですが、町長、冬場の農業をさせてくれという農家の長男坊が私のところに来ました。冬場の農業ってお前らはそれでも働く元気はあるのかと言ったら、今のままで行ったら厚沢部町農業は死んでしまう、したがって何らかの強い農業をつくらなきゃならん、そう言う農家の若い人が既に出てきている。そういう人たちといかに一緒につくって行ってどんどんまとめていく、こういうのが今、大変大事な時期だと思っています。 ですから、農協は確かに今のまま行ったら、農協よりも、厚沢部農業というのは完全に埋没してしまいます。先ほどから言うように、ブロッコリーであり、ネギであり、自らが作っていてどうしようもないからやめるとか、こんなものは自分の生活の中で作る作物をなぜもっと大事に自分はやれないか、この辺に大きな農家の進めにまだまだ直接の力を入れて、そういう指導をしながらやる、こういうことが必要だろうと思う。 上戸議員が言われるように、もう施設だとか何とかという話じゃない。もうネギでもブロッコリーでもものすごい数が減った、こういう農家の人たちがこれからも残っていけるのか、そして、立ち直って別な高収益農業にするのか、この辺が農家の若い人の考え方にこれからはつくっていかなくちゃいけない、こういうふうに思っています。 7 番、上戸議員 町長の言うのも十分分かりますけれども、なかなか町が主体になって動くという、おのずと限界もあるというふうなこともありますので、そういう中で実働部隊として農協もあるわけであ
------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	りますので、この辺も巻き込みながら農業振興を図っていただければなというふうに思いまして、次の質問のほうに移らせていただきます。 3点目の新規就農の関係でありますけれども、直近の2名は自立できるめどがついたということで、当町農業のために大変いい状況になっていると思います。この就農対策でありますけれども、厚沢部町農業担い手育成対策協議会が窓口として対応しているということでありまして、今年や来年でもいいんですけれども、これから何名の新規の希望者がいるのか、いないのか、これについて伺いたいと思います。 また、新規のそういう希望者を募集する必要もあると思いますけれども、誰がどのような形で募集しているのか、この2つ、説明をお願いしたいというふうに思います。 農林商工課主幹 まず、御質問いただきました1点目の現在何人希望者がいるかということでございますが、まず、その前に、現在、実は第三者継承を希望している方が1名おりまして、その方に対する募集というのを現在行っております。それに対して一応ホームページや、あと、フェアとかで出展しましてPRをしたところ、現在希望者は1名来ております。ただ、その方とはまだちょっと面談ができておりませんので、その方が新規就農希望者として厚沢部町に入ってくるかというのは、まだちょっと結論が出ていない状態ではあります。 2点目の募集方法ということでございますが、こちらにつきましては、やはり窓口のワンストップ化が必要になりますので、厚沢部町農業担い手育成対策協議会が一手に引き受けるというような形にしまして、先ほど言ったとおり、第三者継承の掘り起こしに始まりまして、それに基づきましてホームページやフェア出展によって募集するような方法を取っております。
------------------------------	---

議 長 上 戸 議 員	以上です。 7 番、上戸議員 第三者継承を含めてホームページから来た人が 2 人ぐらいいるというふうなことでありますけれども、もっと増やすようにしていただければいいかなと思いますので、担当者もいろいろと仕事を抱えているのかなというふうに思いますけれども、よろしく対応をお願いしたいというふうに思います。 続いて、4 点目のほうに移りたいと思いますけれども、新規就農者に対する温かい対策であります。農業を行うには、皆さん御存じのとおり、土地だとか農作業場を含む施設、資金、これらが必要であります。加えて、重要なものは住むところであります。町の言うとおりに、住むのは一般住民でも同じ立場であるということはある程度理解はしておりますけれども、例えば厚沢部町の新町・赤沼から館・鶉に通うとしたら、十数キロ以上の道のりがあるというふうなことで、利便性を考えた場合には農地の近くに住むのが一番いいのかなというふうに考えるところであります。 国の補助以外に町では個別の支援策を拡充する予定はないということでもありますけれども、こうした利便性だとかも踏まえながら、厚沢部町農業担い手育成対策協議会で住居、一番最初に来たら住居はあっせんすると思うんですけれども、そういうことを踏まえながら住居をあっせんしているものかどうか、説明をお願いしたいと思います。 また、2, 5 0 0 万円も非常に大きな金額をもらうということでもありますけれども、厚沢部町に住んでいて農業をやり続けるということについては、地域としても相応のアフターケアも必要だというふうに思いますけれども、厚沢部町農業担い手育成対策協議会はこのような新規の農業
------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	者を何名ぐらい、それと、誰がどのような形で面倒見るのか、これも併せてお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。 農林商工課主幹 まず、1点目の住居のあっせんということにつきましては、上戸議員から御質問いただいたとおり、やはり農地に近い住居というのは、すごく仕事がやりやすいということで重要なことかとは思いますが、ただ、受入れ時点では、今の第三者継承の形であれば作業場所というのは大体見えるんですけれども、受入れ時点ではやはり住居が見えないということで、まずは厚沢部町の空いている公営住宅なり民間なりを探してあっせんするということは、企画のほうと連携しながら現状取り組んでおります。定住前に研修中につきましては、地域おこし協力隊制度を活用しまして、一定額の住宅費の支援というのは最大3年間行うような形にはしております。 ただ、やはり新規就農して定住後というのは、現状のところは住居の費用なりをケアしていくということはいたしておりません。そこはやはり自立した農業を目指していただくという意味では、一住民と変わらないのかなとは思っております。ただ、農地の近くの住居というものが見つかるかどうかというのは、やはり個別のケースにはなるんですけれども、担い手協議会の中には地域に精通した方とかもおりますので、そういった中でいろいろ探したり、つてを求めたりということでケアできるのではないかと考えております。 2点目の新規就農後のアフターケアということに関しましては、全く上戸議員のおっしゃるとおりだと思います。担い手協議会では新規就農後も5年間をめぐりに、毎年春4月から10月まで定期巡回をすることという決め合いをつくりまして、また、青年就農資金ですか、そちらのほうの活用の前提にもやはり営農状況の確認というものがございますので、それをトータルしながら
------------------------------	---

議 長 上 戸 議 員	ら、経営なんかについてもアドバイスしながらケアしていくというような形を取っております。 以上です。 7 番、上戸議員 アフターケアのほうの関係でありますけれども、なかなか個別に何をやっているんだ、どうしているんだとかいうふうなことは毎日行けないにしても、1 週間に 1 回というわけにもいかないけれども、2 週間に 1 回ぐらい顔を出して、どういう営農をしているのかとか、そういうふうな対策がもし取れるのであれば取って、本人を励ますなりして定住させていくということのほうにも力を入れていただきたいというふうに思います。 それと、一番最初のほうの住居の関係でありますけれども、もし 1 年か 2 年で大体この人はこの辺に向いているなというふうに思ったら、その近くの空き家でももしあるのであれば、近くに館・鶉にも公営住宅はあるわけでありますから、そちらのほうをあっせんするなど、もう少しきめ細かく対応をお願いできればなというふうに考えますので、これらのことについては答えは要りません。よろしく対応をお願いしたいというふうに思います。 続いて、最後のほうの 5 点目の農業の第三者継承の関係であります。 御存じのとおり、生産農家がだんだん減少していくという現状があって、このまま指をくわえて待っていてもじり貧になると。地域の疲弊は町全体の疲弊にもつながっていくと思われることから、この農業の第三者継承の推進について質問をさせていただきました。 今現在、町内には高齢化のために農業をやめると、中止するというふうに思われる農業者は何名ぐらいいるのか、そして、それに対して町はどんな対策を講じているのか、まず第 1 点目としてお答えいただきたいと思います。
------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	また、町として地域の農業者に対して、第三者継承の希望を取っているのか、または、取っていないのか、取っていないとしたらその理由も併せて御説明をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。 農林商工課主幹 まず、第三者継承の希望者ということに関しましては、農業担い手育成対策協議会では施設園芸、現在、アスパラハウスに限ってなんですけれども、そこにつきましては昨年9月にちょっと個別に調査いたしました。そういった中で、1軒の方がそろそろ営農をやめるので、研修生を受け入れてやってみたいということでおっしゃっていたということがあります。ただ、担い手協議会では全体の第三者継承希望者というのは現在取りまとめてはおりません。 ただ、農に生きるの中で、農協さんの取ったアンケートというのが参考になる数値があるのかなとは思いますが。第三者継承を考えているかというところでございますが、全体数、回答数が166件ありました。その中で29件、17.5パーセントが第三者継承を考えているということで回答を頂いております。ただ、じゃ、いつ頃継承するんだろうということになりますと、その時期というのは、すぐにでもしたいという方が1件、また、3年以内というのが3件、5年以内というのが3件ということで、すぐに第三者継承を希望したいという方はかなり少ない数なのかなとは考えております。 あと、第三者継承に関わらず、現在でも農業をリタイアされている方というのもおりますが、その方はやはり大きい農家さんが農地を集積して、現在農地は維持されているような状況ではございます。 御質問2点目の町としての対策ということかといいますと、やはり第三者継承と
------------------------------	--

議 長 上 戸 議 員 議 長 農 林 商 工 課 主 幹	いう意味では担い手協議会が大きな役割を今後果たしていくのかなと思います。あと、第三者継承をしないで農地を既存の農家に譲る方につきましては、中間管理機構などを通じて農地の集積など、あと、大きい農家さんがさらに大きい規模でできるようにGPSガイダンスなど機械の導入など、そういったことで第三者継承と、あと、既存の農家さんが面積を拡大するというところで、2つの方向性で今取り組んでいるような状況ではございます。 以上です。 7 番、上戸議員 一番最初に質問したことなんですけれども、町内には高齢化のために農業をもう5年以内ぐらいでやめるという人は、さっき言った農協調べ、農に生きるのあの数字として捉えてもいいんですか。今すぐやめるという人1人、2年だか3年以内が3人だか、5年以内にやめるという人が5人、この人方が農業を今もうやめるというふうに考えているというふうに捉えてもいいんですか。それとも、町でもっと調べて、この人はもう七十五、六になって、もう農業無理だべなとかというふうな人が何人いるのかというふうな、そういうものを押さえている数字というのはあるんですか、ないんですか。ちょっとその辺お願いします。 農林商工課主幹 私のほうで今、手元データは持っていないんですけれども、平成29年度だったかと思います、町のほうで担い手協議会の関係もありまして、全体に対してのアンケートというのは行っております。ただ、そうなった中でも、やはり今すぐ判断できないという方も多いんですけれども、せっぱ詰まったら、さあ農地はどうしようという現状もあるということで、やはりその辺の意識というか、うまくそこがある程度事前に、いつまで農業をやって、いつぐらいに譲るという
---	--

議 長 上 戸 議 員	のがある程度事前に分かると、対策も少し変わってくるのかなとは思っております。 あと、先ほどちょっと答弁漏れていまして、やはり第三者継承や集積もそうなんですけれども、農業後継者がいるかというところも大きな論点になっておりまして、そこも農に生きるの中で触れているんですけども、農業後継者が決まっていない割合というのは全体の7割ぐらいに上るということで、やはりその辺の対策というのも今後ちょっと検討していかなきゃいけないのかなとは考えております。 以上です。 7 番、上戸議員
議 長 農 林 商 工 課 主 幹	何かすばっと質問したことに対して答えてもらえないというふうな感じを受けています。私が言っているのは、まもなく農家をやめる人は10人ぐらいいるんでねえかなとかというふうな答えを期待していました。それで、多分分からないんだろかなというふうに感じた次第であります。 それで、また話は変わりますけれども、町として第三者継承をしたいという募集をする気はあるか、ないか、この点はどうでしょうか。農家に対して。 農林商工課主幹 まず、第三者継承先を募集するという意味でよろしいんでしょうか。したい方を募ということで、まずは、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、施設園芸関係につきましては、既に募集を行って掘り起こしをしております。ただ、畑作だとか稲作という面につきましては、まだ担い手協議会でその辺の第三者継承をしていくノウハウ、つまり財産とか機械とかも多いので、そういったものをどうやって確実に引き継げるかというところまでは至っておりませんので、その辺

議 議 町	はほかの事例なんかも研究しながら、やはり必要になる時期はあるかと思います、上戸議員のおっしゃるとおりです、そこに向けて、まずはその方法の確立というところから取り組んでいて、確立された時点ではやはり募集していくことになるのかなとは考えております。 以上です。 町長、今の上戸議員の第三者継承と厚沢部町の高齢農業者の関係の件で何か一言加えることはありますか。ないですか、町長。 町長 私、実は今の農業のこの委員会のほうは、まだ1回も出ていないそういう委員会なものですから、中身が今、主幹のほうで話をされたような検討はしているんだろうと、こう思います。 ただ、これは厚沢部町は御案内のように、今、上戸議員は知っていて物を言うんだと思う、そのとおり例えば厚沢部町の城丘の82丁歩の団地、農家経営者はたった1人。ああいうふうな状況の中で、じゃ、どう考えるんだという、もうせっぱ詰まった問題まで来ている。城丘の道道沿いの八十何丁歩のたった1人の就農者、あとはほとんどが農家をやっていない。あの大団地を、じゃ、どういうふうにしてこれから使うんですかと、こういう話になります。これは、今の組織の中でどうのこうのということよりも、我々はやはり現実的なものは農業委員会、農業委員会がその地域の農業委員がそれぞれの事業形態をつくるわけですから、そういう中で面積を増やす者、あるいは、一部借りてこれからも経営する、こういう雑多な利用方法の中で、最大に遊ばせないで全部使うという、こういう方向にどうしても農業委員会が入って導くと、こういう方向になろうと思います。 ただ来るものを待っていて、どうしますか、どうしますかといったら、農地なんてすっかりみ
----------------------	--

議 上 戸 議 員	んな放棄されてしまいます。そういうことのないように、要するに農業委員会は農業委員会の立場、そういう中で地域におけるそういう、ああいうふうな立派な農地でありながら使う人がいないなんていう、こういう農業主体というのはあり得ないわけですから、これからもやっぱりどういうふうにも有効に使われるか、農業委員会の中できちっとやっぱりそういうあっせんをしながら、そして、所有者と協議をしながら有効利用していかなきゃならん、こういうふう思うわけです。 関係団体の職員が集まって来るのを待つという、こういうもう時代ではないというふうにはつきり思いますので、厚沢部町には今いたるところにこういうふうな宙ぶらりんの農地があるわけです。この農地をいかに有効利用させる対策をどこで手がついてくかと、これは私はもう農業委員会よりないなというふうには思っていますけれども、直接やっぱりそういうことが農業委員会の中でこれから議論をしてもらいながら、そして、優良農地ですから、どんどんそういうものの使い方をしてもらい、その対策にはいろいろな手段があります。例えば農林省で今そういう特殊な扱いの中でもこういうふうに新たな事業を出しており、ですから、もしそういうふうな動きになったときには、即こういう事業を入れて、そして、借りる人も貸す人も有効な農地利用をすると、こういう方向に我々は進めていかなきゃならない。これはやっぱり農業委員会の中でこれからも検討していかなければならない、こういうふうに思います。 7 番、上戸議員 今、町長がおっしゃいますように、農業委員会でその辺の仕事をやってもらえるのであれば、農業委員会のほうに付託をして、ぜひともやっていただきたいというふうに思っています。 あとは、残り時間少ないので、もう一点質問をしたかったですけれども、これでやめますけ
------------------	---

議 長 上 戸 議 員	れども。 まだいいですよ。 先ほど、主幹のほうから農地の集積の話もありましたけれども、隣の町の話ですけれども、農地流動化促進補助金、こういうものを設けて、売った人、買った人に何か補助金をくれているような、水田を対象みたいですが、こういうふうなことというのはうちの町ではやっているんですか、それとも、やらない、やる気がないと、この3つのうちから、どれか1つだけでもいいから答えていただきたいと思います。
議 長 農 林 商 工 課 主 幹	農林商工課主幹 3つの選択肢のいずれか選べということなのですが、厚沢部町におきましては、そのような名称のものはやっていないというのは事実でございます。ただ、厚沢部町は農地中間管理機構の重点地区になってございますので、例えばリタイアする方がほかの方に農地を貸したいよということが、農地中間管理機構の機構集積協力金というものがありまして、それを活用して流動化を図っているところでございます。 以上です。
議 長 上 戸 議 員	7番、上戸議員 分かりました。いろいろと難しい対応もあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思っています。 いずれにしても、町の発展には農業の活性化が欠かせないというふうに私は思っております。農業を発展させるために何を行うかというふうなことを十分考えるのもいいんですが、私は一つ一つできることから早急に進めることが求められているというふうに思いますので、しか

議 議 議 議 中 山 議 員	るべき対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 一般質問の途中ですが、１３時４０分まで休憩します。（１３：３５） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。（１３：４０） それでは、次に、１番、中山俊勝議員 １番、中山議員 議長の許可を頂きましたので、一般質問をしたいと思います。 大きく分けて、２点について質問したいと思います。 まず、１点目でございます。農業施策について。 今年度の農業施策について、お聞きしたいと思います。 １つ目に、スマート農業実現のため、今後の町の支援策をどのように考えているのか。 ２点目に、雇用対策として、外国人実習生の現状と今後の対策をどのように考えているのか。 また、農繁期の大学生や免許取得アルバイトに対しての応援施策を考えているのかどうか。例えば温泉施設のうち、館憩いの家は１００円で入れますが、うずら温泉、上里温泉につきましてはこの施策から外れております。 ３点目に、先ほども上戸議員のほうからあった厚沢部町農業担い手対策協議会の今後の担い手対策をどのように考えているのか、３点について質問したいと思います。
議 町	町長 中山議員からの今後の農業政策についての３点の質問であります。 御質問の１点目、スマート農業の支援策については、平成２９年度に渡島檜山地区での初のＲ

ＴＫ－ＧＰＳの基地局を設置いたしまして、平成３０年度には農地耕作条件改善事業を活用して、自動操舵搭載のＧＰＳガイダンスを１２台導入しております。その後も、さらなるスマート農業の推進を図るべく、昨年９月に改めて全ての農家に導入意向調査を行った結果、８件の農家からのこのＧＰＳガイダンスを導入したいとこのような要望を受けたところであります。現在、国への採択申請を終えまして、早ければ４月に導入できる見込みであると。

また、農業用ドローン導入の要望もありましたが、今後の最新機種のリリースが予定されておりますため、令和３年度以降の導入で調整中であります。

さらに、生産組合からの要望もあり、アスパラハウスの自動制御や遠隔操作が可能となるＩＯＴ機器、こういうものの導入を計画して、その試験導入のために地方創生推進交付金を申請しているところであります。採択となった場合、令和２年度から３年間、事業期間として導入を進めていきます。

次に２点目のその雇用対策についてでございますが、外国人実習生についてのＪＡ厚沢部基幹支店が中心となり進めているわけですが、地域の労働力の減少と高齢化もありまして、今後も外国人実習生の確保は重要性を増し、受入れ人数は増加傾向で推移をしているものと考えます。町では受入れ環境改善のためにＪＡと協議をし、未利用の公共施設を提供しながら支援しておりますが、今後においても必要に応じて、もろもろ協力をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

また、免許合宿等のアルバイトについては、生産者で構成する農楽会が主体となりまして、受入れ人数を増加しております。館保育所を改修して宿泊施設として利用いただくなど支援を行っておりますけれども、温泉施設の利用については、館地区憩いの家入浴料を１００円に減免して

おりまして、１００円というのは高齢者も皆同じであります。入湯税の分１００円であります。この１００円にそれぞれ減免しておりまして、これ以上に拡大して無料にするという、そんなことにはならないと思っております。

３点目の厚沢部町農業担い手育成対策協議会の担い手対策についてですが、本協議会は平成２７年２月にこの設立しておりまして、平成３０年度から活動を強化、ＪＡ、普及センター、指導農業士、農業委員会などと、適切な役割分担の下で協力体制を構築しながら、令和元年度からは年間の事業計画に基づき活動をしているところであります。

具体的な取組としては、４月から１０月の期間中、新規就農希望者や新規就農者の定期巡回を月１回程度行うとともに、定例会議を開催しております。その中で、農地の紹介などに取り組んだ結果、１名は第三者継承により４月から自立、もう１名は農地確保が実現して、この春からアスパラを定植し自立に向かっておるところであります。入り口となる募集においては、協議会独自の意向調査を行い、１件ではありますが第三者継承先の確保がなされております。現在、フェア出展やホームページ活用によりまして、研修生を募集しております。

さらには、町では協議会の動きと連動して、１週間程度の短期就農体験に対する助成制度を創設して、協議会の研修機会の確保、ホームページや広報への掲載による内外への活動発信等を活発に進めたい、このように進めているところであります。

最後になりますけれども、中山議員が今３点目の御質問は、「農に生きる７」の掲載した私の挨拶の中の「新たな動き」と一致し、共通認識は得られていると感じますという未来の農業の姿をデザインし、厚沢部町農業が発展するための、今後も様々な施策に取り組んでいく、このような所存で載せたものであります。

議長 中山議員	以上であります。 1 番、中山議員 町長のほうから今 3 点について答弁があったわけですが、まず、1 点目のこのスマート農業ですが、今後これがほとんど厚沢部農業の中心になってくるのではないかなというふうに感じています。というのは、やはり若い人でないと機械を操ることが、なかなか我々の世代では難しいのかなと。そういう中で若い人あたり、ぜひとも、さっき町長も答弁もしていましたけれども、若い人方のこういうグループですね、利用組合みたいな感じの、生産組織みたいな感じの、こういうもので切磋琢磨した中で、例えばドローンの導入とかというようなことをやはり進めていくべきでないかなと私はそう思いますけれども、そういう考えを持っているかどうか、まずお聞きしたいと思います。
議長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 中山議員から御質問いただいた、若い人たち、そういう方がグループを組んで取り組んでいったほうがいいというのは、全くおっしゃるとおりでございます。ただ、若い人たちも実は同じ考えでございまして、既に厚沢部町スマートアグリ推進協議会という若い人たちが中心になった活動ということで、そのスマートアグリ推進会を通じて導入しているというような現在の動きになっております。 こちらは若い人たち、機械の導入だけではなくて、自らが研修だとかにグループで参加したり、あと、みんなで情報交換なり、アンテナの強度的な管理なんかを進めているということで、現在、農協さんが事務局を持って進めていただいております。 以上です。

議長 中山議員	1 番、中山議員 そういうことであれば、大変いい方向に進んでいるのかなと思いますけれども、我々農業者がそれを知らないというのが何かちょっと、どこでそういう情報が流れているのかなというのが分からないので、やはりきちっと農家の人方に分かるような P R をして、この会に入っていていただくと、勉強していただくと、そして、利用していただくというように考えますので、今後ぜひ進めていただきたいというふうに思います。 次に、2 点目ですけれども、雇用対策です。 これは私も農家をやりながら、夏場は大変助かっている部分があります。ということは、農楽会といいまして、今、狩猟免許、それから、車の免許を取りにきて、今、町長、昨年度厚沢部町に来ているこの人数、何名か分かりますか。4 6 名です。 この前、農楽会のちょっと総会があったんですけれども、その中で何が一番昨年度困りましたかという質問に対して、来た子供たちがシャワーがないと、あの暑いときに帰って、そしてシャワーがないものですから保育所に、やっぱり共営住宅に行ったり、元の入っていたところに行ったりということで、大変な人数ですので、シャワーを浴びずにもう暗くなってしまうと。ぜひともシャワーの設置をお願いしたいというのが一つ。 ここにある館憩いの家のほかは 1 0 0 円じゃ駄目だよと。自分は、金曜日が館憩いの家が休みだもんですから、ここでうずら温泉に各農家が連れて行って、上里温泉に連れていっている人もいますけれども、そこで温泉に入ってくださいと。これは各自 4 0 0 円払って利用してもらっています。私はこの部分を、シャワーをつけていただくと、子供たちも本当に喜んでアルバイトをやってくれるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺の考え方、町のほうで
--------------------	---

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	あればいいと思いますけれども。 町長にちょっと見せたいんですけれども、これは去年の農楽会の総会の議案です。この最後に、ちょっと我々も考えなかったんですけれども、北海道大学のアルバイト生が卒論に書いたものがあるんです。これは私も読みましたけれども、厚沢部町の大変なPR、これをしていただいています。後で町長、これを差し上げたいと思いますので、ぜひ読んでいただきたいと。 こういうのを考えると、ただうちの応援隊というよりも本当に当町をPRしてくれると。大学を卒業してからでも、やっぱり厚沢部町を忘れないでリピーターとして何人かはまた協力に来ています。こういうことを考えたときには、シャワーの設置をぜひとも、やっぱり設置していただいた中で快適に働いていただくというのが必要でないかなと思うんですけれども、その考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。 農林商工課主幹 中山議員おっしゃるとおり、確かに今は館保育所にはシャワーがございません。また、皆さんうずら温泉なりに入りに行かれているというのは事実でございます。 ただ、館保育所にシャワーを設置するとなると、やはり結構大きい金額がかかります。というのは、現状全く設備がないので、間仕切りから、あと、女性もいらっしゃるので、鍵などいろいろ気を遣う面もありますので、やはりかなり大きい経費がかかるということと、実際農作業アルバイトというのは7月後半くらいから9月いっぱいくらいまでということで、一定の期間しか利用しないということになりますので、その費用も勘案しながら、ちょっと判断することになるのかなとは思っております。 以上です。
------------------------------	--

議 長 中山 議員	1 番、中山議員 今の答弁じゃちょっと残念ながらできないのかなというふうに、大変残念に思いました。我々利用者も、やはりそのためには個々の持ち出しも考えた中でのシャワー設置というものを考えていきたいなと思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。 次が、町長知っているかどうか分かりませんが、今海外からアルバイトに来ている農協のアルバイト、それから、個人で頼んでいるアルバイト、カンボジア、それから、ベトナムですね。こういう方々が大変困っていることがあるんです。冬場の仕事、例えば3年契約だそうです。そうすると、夏はいいんですけれども、冬場のこの対策はないわけです。農協はあるんですよ、冬場でも豆選ぴとか、いろいろあるんですよ。でも、農家はないんですよ。ですから、今何をやっているかという、3年たたないと解除できないし、冬場は日本語を教えているそうです。日本語の試験を通らないと3年間いけないということで、今はバイト生に日本語を教えて勉強中と。 町長、そのほかに大変困るのは、一切働かなくても中間に入ってくれている紹介者に月何万払っているか分かりますか。それから、一切働かなくても、日本語を教えていても、払わなきゃならないんです、これは。ですから、こういう方々の、町として何とかこの辺の対策というものがないのかなというふうに思っております。今、個人で3人頼んで、月に夏も冬も3万円必ず払わなきゃ駄目です。そのほかに働かなくても冬場大体15万円くらいのお金を払わなきゃ駄目だそうです。 このくらい、今、厚沢部町においても、せっぱ詰まった雇用になっているんですよ。ですから、その辺、大きく農家やっている人はなお、当路地区、富里地区、この辺については非常に困
----------------------	--

議 町	長 長 っているんです。ですから、町もこの辺を考えた中で、何かしら支援できる部分があったら支援してやっていただければ、大変農家としては助かるんですけども、その辺の町長の考え方をお聞きしたいと思います。 町長 外国の方々の研修生の受入れであります、今現在、町内には農協、直接働いている方、こういうものが恐らく20人から30人の方々がおいでになる。一昨年からの法改正によって、今は3年間ないし5年間の通年した滞在が認められるようになった、ビザの期限がなくていいです。したがって、途中で帰ることなく通年しているわけですから、今、中山議員が言ったように、冬期間が農家の仕事がないと、その人たちも仕事がないと、こういうのが実態だろうと思います。 今、そういう方々の仕事場というのは、確かに町内では大変なんだろうと思います。漁業者と違って農業の場合は完全に切れるわけなので、そこで今冬場の仕事というものは何があるのか、今、厚沢部町でもいろいろと農家の若い人たちが検討しております。一部ですが、館第2パイロットに当路の青年たちがグループでハウス棟のグリーンアスパラの冬期間の収穫をしたいというふうなことで、先般、指導農業士の会のときに実は若者からそういうふうに相談されました。大いに結構なこと。 ただ、暖房が問題であります、冬期間のハウスというのは。今、油だとか電気だとか、その他のものを使いますとコストが高い。そんな中で採算性を考えると、国のスマート農業のハウス5割の補助をもらっても間に合わないよと、こういうことになろうかと思います。さあ、それではどうするかということで、今いろいろと検討しているのは、開発建設部と検討しているのは、ダ
----------------	--

議 長 中山 議員	ムでの水力発電は近くやろうということで、農家の若い者に電源を供給しようと、こういうことで道庁開発建設部のほうとも今、相談をしているところであります。 これらについては、民間が来て発電をしながら、農家のそういう施設に電気を供給して、そして、冬期間の営農ができるように、こういうことも今、着々と計画が進んでおります。やがて、そういう冬期間の海外の子供たちの働く場所もそういうふうなことでつくっていければ、恐らく通年した働きと、そういう子供に対する賃金の支給、こういうものが容易になるんだらうと、こういうふうに思います。私どものほうも、何とかそれは実現したいと、こういうことで今、国のほうに要請をしているところでございます。早いうちにそのような方法を取りたい、こういうふうに考えているところであります。 1 番、中山議員 町長、面白い情報を 1 つ差し上げたいと思いますけれども、外人の方、日本語の試験を受からないと次の年いられないというようなことで一生懸命勉強するそうです。この試験官が実は札幌にいまして、〇〇さんがこの試験官をやっているそうですので、後でこそっと、おい少し甘くやれよというふうなのも一つの手かなと、それはちょっと余分ですけれども。 3 点目に入りたいと思います。 この 3 点目の担い手協議会、昨年度からようやく力が入ったと、さっき答弁ありましたけれども、実質、今年のを見れば、さっき上戸議員のときもあったんですけれども、第三者継承で 1 名、それから、そのほかにアスパラの農地確保できたのでアスパラ栽培をやりたいと。 ちょっと予算のことが絡むんですけれども、今年 4 名の地域協力隊を予定しています。そういう中で、この新規就農者の対象でやるのか、それとも全く違う分野での協力隊なのか、これにつ
----------------------	---

議長 総務政策課長	いてちょっと最初に説明していただきたいと思います。 総務政策課長 地域おこし協力隊のうちのほうで見ている事業の中で今4名見えて、1名は2年目の新規就農者の方が今1名いて、予備といったらあれですけども、新規をプラス3名見えております。そのうち、2名を農業の新規就農者ということで想定していますので、その中で対応したいと考えております。
議長 中山議員	1番、中山議員 これは先般、2月に農業新聞に出た論説ですけども、さっきも上戸議員のときにありましたけれども、町だけが一生懸命頑張っても、本当は農協がきちっとしないと、農業者の跡継ぎです。そこをやっぱりきちっとやるべきというふうで、私もこれは本当に、やっぱり町と農協が一体となって、この協力隊をつくり上げなきゃ駄目だなというふうに思いますので、さっきもあったんですけども、やはり農協と手をきちんと組んだ中で協力隊を要請して行ってほしいと。 それから、もう一点、ついせんだって、これは道新ですけども、我々も去年視察に行ってきた場所ですけども、白糠町、ここでその地域おこし協力隊、新規就農で入った野菜農家に対して、5年間過ぎたときに農地を無償で町有地を差し上げると、そしてやっていただくと。全く我々考えられないような施策、やはり白糠町やるなという感じを受けて、これは町長、後で読んでみてください。すごい参考になりますので。 うちの町として、第三者継承の場合に、〇〇さんはもう成功しています。一生懸命やっています。もう〇〇さんの応援というのは要らないんじゃないかなと。それよりも次の第三者継承のほうに移っていただいて、一生懸命手を差し伸べてあげたほうがいいんじゃないかなと思います。

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	れども、第三者継承は、これはどのような農家の方に今回希望しているんですか。 農林商工課主幹 まず、御質問の中で、現在既に就農して3年たっている方に関しましては、今現状、農協さんもそうなんですけれども、普及センターと役場、あと、農業活性化センターで月1回定期巡回をしながらその経営状況なんかも確認しまして、より所得の上がる経営とかを一緒に考えながらというサポートで、実質的に金銭面というのは就農給付金ですか、そちらだけということになって、割と安定してやってくださっているので大きなサポートというのはしていないのが現状でございます。 今、募集している第三者継承の方というのは、ちょっと個人名が入っているので後ほど資料を御提供したいと思いますが、簡単に言いますと、中館地区でアスパラハウスを現在7棟45アールを持っている方で、機械なども全てそろっておりますので来ていただければすぐ就農できるような形での募集ということになっております。 以上です。
議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 期待していますので、どうぞ頑張ってくださいと思います。 町長、これ「農に生きるパート7」、これ私もじっくり見て、今回一般質問にも使わせていただいたんですけれども、この配布単位というのは、どんな方にこれを配布しているのか。これちょっと分からないので、もし参考で、できればどんな人方にこれ、パート7を配布しているのか。 農林商工課主幹

農 林 商 工 課 主 幹		配布対象につきましては、もちろん全ての農家さんに配布する、関係機関に配布するという ことで想定はしておりました。ただ、配布の時期なんですけれども、当初、実はこれに関わる講演 会を3月中に開催することで既に講師も頼んで日程設定していった、その場で配ろうという算段 ではあったんですが、あえなく中止になってしまいまして、現状まだ全ての農家さんには配布と いうのは終わっていない状況ではございます。 以上です。
議 長	中山議員	1 番、中山議員 今回のこのパート7を読んだ中では、これからの厚沢部町に対してすごく指針になるんじゃない かなと思いますので、ぜひともきちっとやっぱり農家の方に読んでいただくような努力をして いただきたいと。特に農協さんのほうには、そういう努力をしていただきたいというふうに思い ます。 時間がございませんので。
議 長	中山議員	1 問目はこれでよろしいですか。
中 山 議 員		いいですか、続けて。
中 山 議 員		いや、2 問目に行く前に休憩をはさみますから。
中 山 議 員		はい、分かりました。
議 長		それでは、中山議員の一般質問の途中ですが、1 4 時 1 5 分まで休憩します。（1 4 : 1 0）
議 長		休憩前に引き続き、中山議員の一般質問を続行します。（1 4 : 1 5）
議 長		中山議員の持ち時間はあと 3 0 分です。
議 長		1 番、中山議員

中山議員 議長 町長	それでは、２点目の質問をしたいと思います。 防災対策についてでございます。 最近の異常気象により、災害の発生が非常に懸念されます。次の質問に対して、所見を伺いたいと思います。 まず、１点目です。厚沢部川水系河川の現況工事状況と今後の工事計画はどのようなになっているのか、教えていただきたいと思います。 次に、２点目、糠野川の河川改修はどのようなになっているのか。 ３点目、厚沢部川水系（厚沢部川・鶉川・安野呂川）における洪水浸水想定区域図を踏まえての、住民の避難体制とその周知方法や避難所の設定をどのように考えているのか。 最後に、非常食対応はどのようなになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。 町長 防災対策についての質問であります。 １点目の厚沢部川水系河川工事状況と今後の工事計画については、道の函館建設管理部によりますと、厚沢部川本流は、これまで安野呂川合流点までの河道掘削を実施し、今年度は安野呂川合流点から俄虫橋上流及び松園橋の付近まで、掘削や護岸工事が実施されます。安野呂川は、町河川の徳太郎川の樋管・護岸工事に着手したところでございます。新年度については、厚沢部川本流では、俄虫橋から松園橋の上流まで掘削や樋門工事と、安野呂川では、徳太郎川の樋門の完成とその周辺の築堤関係及び河道掘削が予定されております。再来年度以降も厚沢部川及び安野呂川の上流に向かっての河道掘削を予定しているところであります。 ２点目の糠野川の河川改修については、今年度、糠野橋から上流の用地測量等を実施したとこ
---------------------------------	--

ろであります。河川内に一部民有地がありまして、新年度には用地交渉を進めながら、上流部へ向かって暫定掘削を進める予定であります。再来年度以降は、順次掘削工事を進める予定となっております。

3点目の厚沢部川水系における洪水浸水想定区域図を踏まえて、住民の避難体制とその周知方法や避難所の設定については、現在のハザードマップは、おおむね50年に1度の24時間総雨量160ミリを想定したものであります。昨年、北海道が1,000年に1回の24時間総雨量333ミリを想定した洪水浸水想定図を公表したことを受けて、新年度はハザードマップの見直しをする予定であります。

道が公表しておりますハザードマップは、河川の越流によって本町の避難所はほぼ全て冠水する想定となっております。ハード整備が追いつかない中で、ハザードマップの見直しを図り、ソフト面での日頃からの防災意識と災害への心構えを喚起するものであります。

住民の避難体制はこれまで同様に、消防防災無線や広報車、ホームページ、Ｌアラートで住民に周知し、避難弱者といわれる高齢者など要支援者は優先に、浸水規模に応じて安全な避難所へ誘導する体制を取っております。しかし、1,000年に一度の洪水で避難所が浸水してしまうような場合は、とにかく高台への避難をするよう誘導することとしております。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であります。被災しても人命が失われないことを最重視して、経済的被害ができるだけ少なくなるよう減災の考えを基本として、町民が自らの安全を自らで守ること、地域住民が互いに助け合うこと、町、北海道、防災関係機関が連携して対策することがそれぞれ効果的に展開されることが大切であると、こういうふうにも思っております。

4点目の非常食対応であります。現在備蓄しているものは、長期保存パンが1,350缶、

中山議員	アルファ米いわゆる乾燥米が２８０食、飲料水５００ミリリットルが１，４５０本。長期保存用ではありますが、賞味期限が５年となっております、備蓄計画に基づき、補充更新をしてまいりたいと考えております。 今後も町民の安全・安心なまちづくりのために、財政状況を考慮しながら、防災の取組を推進していきたいと、このようにも考えております。 以上です。 １番、中山議員 まず、１点目ですけれども、これは今の堤防の工事というのは、この２４時間雨量で何ミリまで対応できるのか。当初、厚沢部川の河川改修は２４時間でこの今の１６０ミリで満水と、洪水が起きるよという築堤です。現在の行っているこの工事でどこまでカバーできるのか、この辺について知っていたら教えていただきたいと思います。
副町長	副町長 先ほど申されたとおり、１６０ミリの雨に対応した１０割断面で、今、進んできているところでございます。
中山議員	１番、中山議員 副町長、最後の議会ですので、もう少し答弁していただきたいと思いますけれども、ならば、今ハザードマップを改訂しようとしています。これは１，０００年に一度というのは、我々も全然誰も分からないような状況の中での洪水マップです。これは、そうしたら全く、これ皆さん見て分かっていると思いますけれども、全く厚沢部町が全部ないような状況になってしまうわけです。

議 長 副 町 長	ですから、それであれば、やはり今からあの工事もうちょっとやっぱりきちっとかさ上げするとか、堤防かさ上げしていないそうですので、なぜかさ上げしないのか。全然ほかへ持って行って投げている状況で、なぜそういうことをしないのか。その辺についてはどう説明を受けていますか。 副町長 160ミリの雨の想定だったわけです。それが今333ミリという倍以上の想定になっているわけです。ということは、堤防も倍必要になってくる、それこそスーパー堤防以上の堤防が必要になってくるということで、これはもうはっきり言えば、現実的なものではないわけでございます。 ただ、考え方として、これだけ皆さん想定以上の雨が降ったときには危険なんだと、いわゆるソフト対策のためのハザードマップであるというふうに考えていただければと思います。
議 長 中 山 議 員 議 長 総 務 政 策 課 長 議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 このマップは何ミリの対応ですか。 総務政策課長 現在のハザードマップは50年に一度の160ミ리를想定したハザードマップです。 1 番、中山議員 私は河川改修の期成会長をやっていたので、最初は70パーセントの状況の中での河川改修、100パーセントでやる場合は築堤の中のほうの部分の部分をきれいにすると。ですけれども、自然保護団体なりの非常に反対に遭いまして、今の現状です。今は300ミリというのは、町長、簡単ですよ、異常気象の中では。それであれば、もうちょっとやっぱりこう大きくやれないもの

議 長 総 務 政 策 課 長 議 長 中 山 議 員	なのかなと、幾らかでも堤防のかさ上げをすとか、そういうことをやっぱり要望して、せっかくあそこからダンプで投げるんでなくて築堤にするということが必要でないかなと思うんですけども、それについては後でぜひ要望していただきたいなというふうに思います。 当時は安野呂川のほうには行かないというふうなことだったんですけども、工事起きてから安野呂に今度入ってきたんですよ。この徳太郎川というのはちょっと聞いたことがないんですけども、どこの辺のことを言っているんですか。 総務政策課長 太鼓山スキー場のところから、今の処理場の前を通っての川になります。 1 番、中山議員 あれを言うんだ、分かりました。あそこがちょうど今回の工事起きた上流ですね。 安野呂川の中にはぜひやっていただきたいというところがあるんです。ということは、堤防のないところがあるんです。そこをやはり先に、安野呂川に入ってやるのであればそこから手をつけてほしいなと。堤防がないものですから、大きな雨が降るとそこから洪水が起きるというようなことなので、その辺はこれから要望する中で、ぜひともその堤防の切れた地点、これを先にやっていただくというふうにしていきたいと思います。 これは糠野川なんですけれども、さっき言ったように大変もめた川です、これ。やるのか、やらないのか、反対がすごくて。私もそのとき出ていたし、副町長も出ていたんです、実は。オーケーサインが出たんですけども、そこからまたまた進まなくて、ようやく今回オーケーサインが出たということです、これは副町長の置き土産でぜひとも早急に。これやっぱり困っているわけですよ、一番困っているのは一番上の樋門のある川になっているところが非常に困ってい
--	---

議 長 総務政策課長	ますので、なるべく早く工事をしていただきたいというふうに進めていただきたいと思います。 今度ハザードマップを作るということに当たって、どの程度の降水量で設定しようと、作り変えようとしているのか、その辺について、まず説明していただきたいと思います。 総務政策課長 先ほど、町長からの答弁もございましたけれども、現在の１６０ミリの倍程度の３３３ミリ、２４時間総雨量を３３３ミリと想定した、道が公表している浸水想定図に、それにプラス、道で公表しているのは道河川の厚沢部川、それから、安野呂川、それから、鶉川ですか、この３本が想定で公表されておりますけれども、町で考えているのは、それプラス、道河川、町河川、それぞれ本流からまた枝分かれしている河川があるうち、特に住居が点在しているようなところの河川を抽出しながら、それに付け加えたハザードマップを作成したいと考えております。
議 長 中山議員	１番、中山議員 そこで、さっき町長の答弁であったんですけれども、３３３ミリ降ると厚沢部町はなくなるよというような答弁があったんですけれども、そうなったときに、今回のハザードマップを作るに於いての避難所の問題というのは非常に大きい問題なんですよね。どこに避難所を設けるのか、この答弁では山さ逃げなさいということなんですけれども、それじゃちょっとやっぱり町民は、俺みたいな足の悪い人は逃げられないですよ。 そうした場合には、果たして、どのような周知方法ですね、どの段階で住民を避難させるのかというのが一番大事だと思うんです。その周知方法をどうするのか、これはどのように考えていますか。避難場所と周知方法を、今現在考えていることを教えていただきたいと。 総務政策課長

総務政策課長	まず、想定図の話になりますけれども、想定図につきましては、一応時間経過を関係なく、マップでそのような状況になると、要はほとんど浸水してしまうような地図にはなりますが、要するに上流から下流に行くにしたがって時間のタイムラグといいますか、徐々にこう、当然上流のほうはだんだん引けてくる、下流のほうはその時間を追って浸水がこう広がるというような、そういう想定になりますので、まず、河川の上流のほうの状況を見極めながら、避難誘導をしてみたいなとは思っております。 ですから、当然下流のほうに行くにしたがって流域も多くなるわけですし、その辺も見極めながら、いずれにしても一気に全地域が上昇するとは考えておりませんので、まず上流のほうから、また、それでも間に合わない場合は、とにかく高台のほう、垂直避難だとか高台のほうに避難してもらうということになろうかと思えます。 時間的余裕がある場合につきましては、町の広報車なりというのもありますけれども、もう緊急を要する場合はＬアラートというものがございますので、Ｌアラートで、これはテレビ局さんの、テレビにこう画面上に出るようなシステムがございますので、そういうものとか、後はホームページ、それから、聞こえないという批判もあろうかと思えますけれども、消防の吹鳴装置を使いながら周知を図ってみたいと。 特に避難段階においての高齢者などの要支援者、そういう方々については１ランク下の段階、要するに避難準備の段階から避難誘導するようなことを想定しております。
議長 中山議員	１番、中山議員 今回の予算の中に、消防防災無線が入っていますけれども、かなりの額の金額があるんですけども、これで例えば周知というのはできないんですか。

議 長 総務政策課長	総務政策課長 今、消防で設置している防災無線、うちで今回予算を見ているのは、防災行政無線ということで、うちのほうで今回、アナログからデジタル化に変わるということで、アナログ方式からデジタル方式に変えるという今回予算計上をさせていただいております。 今回の無線につきましては、現在、移動系ということで車だとか、それから、トランシーバーのような形になっています携帯用のものと、それから、肩から下げられるショルダー型のものがありまして、それらのアナログからデジタルに変更しようとするものであります。ですから、今、鶉の高台のほうに中継局が1基ありますけれども、それを生かしながらアナログから地デジに変えようとする工事であります。
議 長 中山議員	1番、中山議員 この前の中学生議会を聞いていても、中学生までもが避難所の場所が分からないと。今までやはりうちの町として避難場所の設定、これも問題があったのかなと思うし、それと、住民にどうやって周知するのか、この方法がきちっとしていないというところが住民が心配でないかなという、そういう普段やっぱり学校なり、教育長の施政方針にもありましたけれども、そういう中できちっと子供たちにでも、それから、地域の住民に対しても、どういう段階でどう逃げなきゃ駄目なのかということをやっぱり勉強させる、訓練させる、これが必要でないかなと思いますけれども、町長、よく町長は町内会でやれというようなことを言われますけれども、我々もこれからだんだん年を取って行って、限界集落になっています。そういう中で果たして対応できるのかどうかというのを非常に心配しています。 そういう中で、やはり地域を守る、町を守るという中では、もうちょっとこう避難所の体制づ

議 町	長 長 町長 今、避難所設定の推移だとか、そういうものの限界的なものの追加をしながら町民にPRをしようという状況でありますけれども、かつて厚沢部町というのは、今、中山議員が言われたように、各町内会でそれぞれ大きな災害対策、退避訓練をしたものである。例えば施設、国保病院の退避、特老の退避、こういう方々を町内会で退避訓練をすると、こういうのがかつて6、7年ぐらい前までは確かにあった。最近この訓練がなくなった。 要するに皆さん方も御承知のとおり、厚沢部町の河川のあふれるというのがほとんどなくなった、これはどういうことかということ、鶉ダムができてから、この厚沢部町の河川災害というのは非常に少なくなりました。最後は、赤沼の、先ほど言いましたように、厚沢部中学校の対岸がハウス群のところが水につかったというのが、水があふれた最後の災害。そういう時期から今は全部改修が終わって、厚沢部町の方々は水に対する災害というのは非常に、言葉は悪いですがけれども鈍感になったというか、ないんだよという、そんな感覚が強いんだと思うんです。 確かに鶉方面の一带は、木間内から鶉、厚沢部川の合流までは年に2回や3回必ずあった。それが今、一度もなくなった。何十年もなくなった。こういうふうな実態が、そういうダムの防災対策ができてきた、あるいは、河川改修の全面改良ができてきた。今の100パーセント断面というのは、要するに水の倍ものめる話になるわけですから、そういう中で実際の水害がなくなってきた、こういうのが今、現実的に町民は考えているんだろうと思います。 今、この防災計画の図面を見ますと、川じゃないんです。今度は水ためが危険箇所だというふ
----------------	--

うな指摘がされてきています。上里の堤のダム、緑町のダム、ああいうところが決壊したら富栄がなくなるとか、本当になくなるかどうかは私は水の量からいけば不思議に思っているわけですが、そういうのが町民の方々はなかなか富栄の町がなくなるなんて考えようがないんだろうと思います。

そういうふうな状況の中で、今やはり、たらればで悪いんですけども、1,000年に1回もあつたらどこへ逃げるのというふうな道しるべだけでも、やはり町としては各集落に必要であろうと、こういうふうに思う。だから、例えば赤沼なんていうのは、今はもう特老だとか保育所だとか、ああいう上のほうへ入ったら全く心配ないんだろうし、本町辺りは忠魂碑の上のほうに逃げたら何も心配ないんだろうし。ただ、やっぱり心配なのはそういう高台のない地域が心配、今のところは公共施設を全部充てておりますけれども、福島の大津波のときみたいに、津波みたいに、公共施設がそのまま流されるなんていうこともあるわけですから。大槌町の災害が40人の子供たちが流されたこの問題も、今、昨日からの裁判沙汰になっていきますけれども、そういうことが起きてくるので、厚沢部町においてもそれぞれの地域に、少なくとも3地域にある程度の、万が一のときはこちらに退避してくださいというふうな場所の設定は必要であろうかと、こういうふうに思っているところです。

これからのマップの進めの中で、やはりそういう場所が町内の中でも必要であろうと、こういうふうに思います。特に今、当町では美和を抱えております。美和なんていうのは一番低い場所ですから、そして、年間16メートルも海が陸を攻めているんだそうです。南極の氷が解けて、どんどん陸地がなくなっているときに、やがてあの辺もどうなるのかという心配を持ちますけれども、そういうことも含めて、地域ごとにそういう避難所の、人間の避難する場所、位置を設定

議長 中山議員	すべきだなど、こういうふうに思っておるところです。住民の考える心配さと行政の考える心配さとは若干乖離はありますけれども、いずれにしてもそういう場所が必要であろう、こういうふうに思っております。 1 番、中山議員 今、町長の説明あったとおり、鶉ダムができてから、大変鶉地区においては洪水がなくなったわけですので、逆にこういう大雨が降った場合に、ダムの放水になったときに逆に心配なところがありますので、その辺のところも考慮に入れて避難場所の設定、それと、一番に私はやはり周知だと思います。早く逃げるといふ、これをやっぱり徹底した中で進めていただきたいなど。 最後になりますけれども、この非常食対応ですけれども、まず、パンと米ですけれども、あと、水もあるんですけれども、ちょっと量が少ないんじゃないかなという感じを受けています。 それと、もう一つ、給食センターの動きというのは、この場合にどう動くのか、この辺についての対応もお聞きして、最後にしたいと思います。
議長 総務政策課長	総務政策課長 現在のところ、給食センターでは炊き出し機能が500食が可能であるということでございます。ただし、じゃ、センターにどれだけ保存食があるのかと、実際今のところ給食センターには保存食なるものがないので、うちで今保存しているパン、それから、米、それから、飲料水などを活用してもらうと。 ただし、いつ起こるか分からないので、その段階で例えば米なり、それから、食材が給食提供で備蓄されているものがあつた場合はそれを活用してということで、今考えております。 また、先ほど少ないんでないかという御指摘がございましたけれども、一応、今、西暦2023

議 長 中 山 議 員	年までの計画ではおります。この中でおよその人口の５パーセントないし、その３食程度を 備蓄計画の中で想定して、これだけの量を確保しているということでございます。 １番、中山議員
議 長 中 山 議 員	どちらにしても防災というのはいつ来るか分かりませんので、その辺を十分に踏まえた中で策 定していただきたいというふうに思います。今後に期待したいと思いますので。どうもありがと うございました。
議 長 議 長 議 長 議 長	一般質問の途中ですが、１４時５０分まで休憩します。（１４：４５） 休憩前に引き続き一般質問を続行します。（１４：５０） それでは、次に、８番、浜塚久好議員
議 長 議 長 議 長 議 長	８番、浜塚議員 それでは、議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。 町立病院の運営についてでございます。
議 長 議 長 議 長 議 長	厚生労働省は、９月２６日に全国１，４５５の公立病院や日赤などの公的病院のうち、診療実 績が乏しく再編・統合の議論が必要と判断した４２４の病院名を公表しました。このうち、道内 は１１１病院中５４施設であり、都道府県別では最多でした。これまでも検討を促してきました が、進んでおらず、異例の対応に踏み切りました。高齢化により膨張する医療費を抑制するのが 狙いと、新聞で報道されました。これに対して、身近な病院がなくなるとの不安から地方自治体 の首長や住民の反発が予想されます。まさにそのような結果となりました。
議 長 議 長 議 長 議 長	次の４点について、町長の所見を伺います。 まず、１つ目でございます。

公立・公的な全国 1, 455 病院のうち、再編・統合の必要な病院が 424 のうち、道内 54 病院に当国保病院も名前が載っております。ところが、新聞のほうでございますが、厚生労働省は 2 年 1 月 17 日に再編・統合の議論が必要な病院は、440 程度に増える見通しですが、追加病院名は公表せず、都道府県などの協議でのみ開示することとしましたが、除外された 7 病院を公表しました。しかし、道内で除外された病院はなかったということでございます。

厚生労働省は実名発表後、一律の基準でリストを発表し、地域に不満や不安を与えたことについて反省したいと陳謝した上で、国が都道府県の担当者に説明する場を設ける考えを示しました。そして、協議は今後も定期的に行うとしています。道内 54 施設の再編・統合の中に入ったことについて、どのような内容であったのか、知り得る範囲内でお知らせください。

2 つ目でございます。

厚生労働省は、12 月 17 日に稼働中の病床を 1 割以上減らした医療機関に対し、補助金を交付することを決めました。病床を減らしたときに、収入が減る医療機関に直接手当をする制度を導入することで医療費削減や医療機関の再編・統合を促し、医療費の圧縮を目指すとありますが、病床を減らすことでどのようなことが予想されますか。

3 つ目でございます。

国保病院会計には毎年一般会計から繰入れがされております。病院会計への繰入れを減らすために外部コンサルタントを導入する考えはありませんか。

4 つ目でございます。

道は、2020 年度、江差町の道立病院と檜山南部 4 町の町立病院・診療所を連携する地域医療連携推進法人を設立する方針を固めました。同様の法人の設立は道内初ということでござい

議 町	す。同管内は、人口減少と高齢化が進む一方で、各病院の病床利用率が低くなっております。病院が一体となって非効率な経営を改善し、持続可能な提供を図るとの報道がありましたが、内容についてお知らせください。 以上です。 町長 浜塚議員の町立国保病院の運営についての御質問であります。 1 点目の厚生労働省が公表した再編・統合の議論が必要と判断された公立・公的病院の中に、厚沢部町国保病院も含まれていた点についてであります。 国では、今回の公表に当たり、全国一律の基準で医療機関を分析し、客観的なデータを示すことにより、地域での医療構想実現に向けた議論を活性化させることを意図したものであると説明しております。分析対象となった医療機関は、高度急性期もしくは急性期の病床を持つ公的病院で、厚沢部町国保病院は急性期の病床であることから、今回の分析対象になったものであります。 2 0 1 7 年度の病床機能報告データを基に、がんや救急医療といった 9 領域の診療実績が少ない、あるいは、構想区域内に診療機能が類似、かつ車で 2 0 分以内に近接する病院がある、こういう場所は、これらは 2 つの基準から分析が行われて、該当となった医療機関は再検証要請の対象として病院名が公表されたところでございます。厚沢部町国保病院は、南檜山圏域の基幹病院である道立江差病院と比較的近接にあり、診療実績も一定水準に満たなかったことから、再検証の対象として公表されるに至ったものと認識しております。 2 点目の病床数を減らした場合に想定される影響についてであります。
----------------	---

厚沢部町国保病院の許可病床数は、一般病床４５床、療養病床が２４床ありますが、療養病床２４については平成２３年度途中からほとんど未稼働であります。一般病床４５のうち稼働病床数は３１床があります。

公立病院に対する地方交付税については、算定基準となる病床数が許可病床から稼働病床へと変更されており、現在は稼働病床数に対しての交付税措置がなされております。このことから、稼働実績に応じた適正な病床数への削減を行う場合には、地方交付税への影響はないものと認識しているものであります。

令和２年度予算で国が検討している病床削減に伴う財政支援の内容は、病床数を稼働病床より削減し、かつ稼働病床数の１０パーセント以上削減した病院等が対象になってまいります。したがって、国の財政支援を受ける病床削減を行う場合には、入院患者の受入れ数や入院収益への影響が及ぶことが想定されます。

３点目の病院経営への外部コンサル導入の考え方ではありますが、新・厚沢部町国保病院改革プランの策定に当たっては、専門業者による経営改善診断を実施し、診断結果に基づく改善手法などの提言も参考にして改革プランを策定したところであります。

令和３年度からの次期改革プランについては、国の地域医療構想の実現に向けて、南檜山圏域の医療提供体制を見直し、道立江差病院及び各町立病院・診療所が連携し、再編していくことが求められています。南檜山圏域という広い枠組みの中で一体的に推進していく必要があることから、現時点で厚沢部町国保病院単独の外部コンサル導入の考え方は持っておりません。

４点目の地域医療連携推進法人についての質問であります。

南檜山圏域において、人口減少及び高齢化の進行が急速に進み、医師や看護師等の医療従事者

議 長 浜 塚 議 員	の確保も非常に厳しい状況にあることから、これまでも地域医療構想調整会議のほか、様々な意見交換の場において、将来の医療提供体制の在り方について議論してきたところであります。これまでの議論を踏まえて、２月２６日に開催された南檜山保健医療福祉圏域連携推進会議地域医療構想専門部会において、南檜山圏域の医療を確保するための行動方針（案）が道立江差病院局から提示されました。同部会において協議、承認されたところであります。 この行動方針（案）では、圏域全体の目指すべき医療の方向性が示されて、道立江差病院、各町立病院・診療所は、今後どのような方針を取り組んでいくのかが盛り込まれております。この取組を進めていくため、具体的な推進体制として地域医療連携推進法人を設立するものであります。 法人の組織イメージとしては、北海道及び南檜山圏域の各町が基本的な参加法人となりまして、圏域内医療機関の機能分担や業務連携を一体的に推進していくもので、具体的な連携内容として、患者紹介や逆紹介の円滑化、医師等医療従事者の相互交流や派遣応援、医療従事者の共同研修、高額医療機器の共同利用、医薬品や診療材料等の共同価格交渉などが想定されております。同法人については、令和２年度中に設立が予定されておるところであります。 以上であります。 ８番、浜塚議員 質問とちょっと方向変わりますけれども、病院の収支ということで１つ質問をさせていただきたいと思います。 依然として収束の見えない新型コロナウイルスについて、世界の各国がその対応に非常に苦慮しているところだと思います。国内を見ますと、政府からの小・中・高の一斉休校の要請、そし
------------------------	---

議 長 国保病院事務長	て、北海道では現在、患者、今朝の新聞で１０１人と発表されております。この中には退院した人もおるといふようなことでございますけれども、道知事から外出の自粛の要請等がされております。これら社会的活動が規制されることにより、経済に大きな打撃が心配されておりますが、当国保病院においても、令和２年２月から３月、まだ３月９日ですけれども、２か月間で一体収支に対してどれくらいの影響があるのか、見込まれるのかという予想をしていると思いますが、どのくらいの影響があるかというふうなことににつきまして、お答え願いたいと思います。 国保病院事務長 病院の収支という点に関して、特に今回の新型コロナウイルスの影響により、当院の収支の状況はどういう影響になるかという御質問であろうかと思ひます。 新型コロナウイルス感染拡大に伴ひまして、まず、当院の体制といたしましては、特に今回のウイルスが発症されない方が病院の中にいるというだけで、まずリスクもござひます。そこから感染が拡大してということが、当然病院の場合は厚沢部町内外から外来患者さんが見えてひまして、その方が症状はない中でもウイルスを持っている可能性もあると、そこら辺のリスクを解消しながら診療体制を維持していくということを、まず第一義的に考えておりまして、３月２日に厚沢部町民の皆様の方に、これから数週間できるだけ病院受診は控えていただくようにお知らせをしたところでござひます。 ただ、診療自体は、発熱、風邪症状、体調不良がある方は、直接外来受診されるのではなくて、電話連絡をしてから病院の指示を受けて、それによつてもし来院されて診療するということで可能にしてござひます。 あと、定期的な受診患者さんにつきましては、特に体調に変化がない、それでいて投薬だけを
------------------------	---

議 長 浜 塚 議 員	希望されるような患者様については、電話診察での処方箋という形も交付をすることとしております。 このような形で、外来診療のほうは完全休止制にしている形ではございませんが、先週１週間で大体、窓口収入で通常時に比べると１０万円ぐらい少ない、窓口収入で１０万円ぐらい少ないということは、診療報酬も含めて、１週間の中で３０万円ぐらいの差額が生じているのかなと思っております。この先、今、当面１９日まで、この状況を見ながら１９日以降の対策も考えておりますが、対応は検討することになると思いますが、それが３週間ということで、大体９０万円から１００万円ぐらいの外来収益の影響があるのかなと見込んでいます。 なお、入院制限のほうは一切行っておりませんので、入院収益についての大きな影響はないものと認識しております。 あと、特定健診、検査の関係のほうです。事業所の健診につきましても、やはりウイルスに感染されていない方が通常の院内を歩く可能性が非常に高いものですから、それにつきましては、新年度以降にお願いしたいということで、３月中の実施はございません。 なお、一般の健診につきましては、一応１９日以降、再開する見込みで想定しておりますけれども、そちらのほうの収入でやはり１００万円ぐらい収益で減になるのかなということで考えておりますが、入院収益のほうは制限してございませんので、全体の中でうまく収支改善できていければなと思っております。 以上です。 ８番、浜塚議員 やはり幾らかでも影響があるのかなというようなことだろうと思います。
------------------------	---

議 長 国保病院事務長	そんなことで、今、事務長が話をされてくれたのは、このパンフレット、私ももらっております、回覧で回って、これが３月２日ですね。こちらが２月２０日、これは江差保健所でした。これももらっております。 確かな情報がないということが、この新型コロナウイルス対策の一番の不安だと思います。そんなことで、適時、適切な情報を、町からもできるだけお願いしたいなというふうに思います。 それから、もう一点でございますが、地域医療連携推進法人の設立に当たって、私が一番心配していることは、診療報酬の柱である入院収益が非常に大切であるということは周知のとおりだと思います。新聞の記事を紹介したいと思います。これは２月２０日です。入院機能はできる限り江差病院に集約し、各病院・診療所の体制を見直す考えと。各町の病院は在宅医療や介護と連携する地域包括ケア指導を強化する。これが２月２０日です。それから、２月２５日には、地域の入院機能をできるだけ道立江差病院に集約する。それから、２月２８日、同じようなことだと思うんですけども、道によりますと、重点支援地域の指定を受けると、財政や人的な面などで国から支援が受けられます。財政支援は病床の削減や統廃合に伴う病床廃止の際、各病院に補助金が交付されるとの報道でございます。 どのような形でこの地域医療連携推進法人がなされるか分かりませんが、メリット、デメリットあると思うんですが、この辺についてお知らせ願いたいと思います。 国保病院事務長 地域医療連携推進法人のメリットとデメリットということであろうかと思います。 メリットに関しましては、先ほど、細かい部分で町長のほうからお話がありました、業務の連携等を行っていけるという部分なんです、具体的にこの法人のほうが、普通に言う経営統合と
------------------------	--

というようなものではございません。この法人に参加している法人はこれまでどおり、経営の独自性は維持していけるということになってまいります。そういう独自経営を維持しつつ、法人の中で連携の仕方を協議しながら幅広く設定していけるというところが、まず、大きな期待できる効果になってきます。

あと、法人組織の中で医療機関、それから施設のトップ、あるいは、開設者ということで、公立病院であれば町長等が、この法人の中で主導しながら連携していく仕組みを構築していけるという点で、医師の決定力がより強固なものになるということで、どこの場でどういうことを協議するという部分がなかなか不透明な中では、話もなかなか具体的に進まないんですが、このようは法人の中でそういう話がされることによって、より強固な意思決定であったり、事が進むということになってまいります。

あとは、先ほど来、町長のほうから答弁ありました、いろいろな連携業務を推進するというところで、それぞれの参加している病院のほうの経営効率の向上であったり、職員の質の向上ということも考えられます。

あとこれに、大きな部分にはなってまいります。構成している病院の医療機能分担ということで、将来その法人の中の、厚沢部町国保病院にはどういう病床機能を持って、何床のどういう病床機能のものを残していくかというようなことが、この法人の中でより詳細に協議されていくんですが、これによって限られた今の医療スタッフ、人材を地域全体で有効に活用できるということで、道南圏域の医療機能が維持されていくことになっていくということだと思います。

あと、デメリットにつきましては、今この法人のほうは、事務局をどこで持つかということは、はっきりはまだ決まっている状態ではございませんが、事務局機能を持つ機関については、

議 長 浜 塚 議 員 議 長 議 長 議 長 議 長 佐 々 木 議 員	その人件費であったり、その業務の負担が出てくるところもございますし、あと、その会費負担というのも構成する法人の中に出てまいりますので、その会費について合意を得るという部分がまた制度の中の課題にもなっています。
	最後に、これが最も大事なところだと思うんですけども、全ての参加している法人が理念を共有して、全員がその発案者であるということで全員で取り組む姿勢がないと、せっかくこういう法人をつくってもうまく進んでいかないケースも出てまいります。ただ、南檜山圏域に関しましては、法人設立に向けて今まで構想部会であったり、各種協議の中で構成町を含めて話し合っ て協議されてきた中で、今回、道立のほうからの提案があったということでございますので、そこら辺については、共通認識の下に今回の構想、方向性を示したものと認識しております。
	以上です。
	8 番、浜塚議員
	今、病院事務長からいろいろと説明ありましたが、病院は命に直結した大事なインフラでございます。これからも安心して暮らせる厚沢部町にとっても不可欠な施設でございます。病院関係者の皆さんの努力に期待しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
	一般質問の途中ですが、15時25分まで休憩します。（15：20）
	休憩前に引き続き一般質問を続行します。（15：25）
	それでは、次に、10番、佐々木宏議員
	10番、佐々木議員
	令和2年第1回定例会、一般質問をさせていただきます。

まずは、世界的なコロナウイルスが収束することを願ってやまないところであります。

まずは、質問事項１番です。担い手・就農者の確保ということで質問させていただきます。

農水省では新たな食料・農業・農村基本計画の骨子案を示し、農業の成長産業化を進める農業政策と多面的機能を発揮する地域政策を車の両輪に、食料の安定供給を図ることをコンセプトに位置づけた策定を進めています。一方でＴＰＰ１１、日ＥＵ、ＥＰＡに続き、日米貿易協定を次々に発効させ、食の安全に関わる規制緩和や農業を犠牲にした農産品の際限のない自由化へと突き進んでいます。北海道はもとより、国内農業の崩壊につながりかねない事態で、米国やオーストラリアの安価な米や牛肉、豚肉などの流入が増大しており、国内の畜産業を含めた農業などで消費減少や生産減少による打撃が懸念されており、本町農業にもどのような影響を及ぼすか計り知れない状況となっております。

こうした中、このたび、本町では、厚沢部町農業の指針として「厚沢部町農業発展計画書 農に生きるパート７」を策定し、安定した農業経営とゆとりある生活実現に向けるべく、作物別所得基準に基づいた７つのパターンの営農類型モデルが示されたところであります。農業者の積極的活用を期待するものです。

本町は、高齢化率が４０パーセントを超え、さらに担い手不足となることが想定される中、厚沢部町の基幹産業農業における担い手・就農者確保に向けた取組が喫緊の課題で、真に実効性のある施策展開が必要と考えるところですが、町長の基本姿勢について伺うものです。

質問事項については、７点です。

１つに、農業奨学生の実態。

②に農業研修生の実態です。

議 町 長 長	③ Uターン・新規就農者の認定件数はどうなっていますか。 ④ 新たな地域おこし協力隊員募集の考えは。 ⑤ 就農者確保で厚沢部会との連携も必要でないかと考えますが、どう考えますか。 ⑥ 就農受入れ育成指導指定農家数は幾つありますか。 ⑦ 担い手対策で結婚推進員委嘱数は何件ありますか。 以上です。よろしくお願いいたします。 町長 佐々木議員の担い手・就農者の確保についての御質問であります。 佐々木議員からの御質問のとおり、本年 1 月に「農に生きるパート 7」の策定を終えて、農業後継者の育成、新規就農者の確保は未来の経営体づくりとして重要な対策と位置づけております。 また、人口減少対策の観点からも、基幹産業である農業を「しごと」として、移住者の確保にもつなげていかなければなりません。 御質問の第 1 点は、農業奨学生の実態について、平成 1 5 年度、1 6 年度に各 1 名を認定しております、ともに現在も農業に携わっておられます。 次の 2 点目の農業研修生については、毎年、農業活性化センターで募集を行っておりますけれども、直近 5 年間では 2 名を 1 年間の研修生として受け入れ、研修後の親元就農につなげております。 3 点目の Uターン・新規就農者の認定件数についてですが、直近 5 年間では農業後継者が 6 名、新規就農者が 1 名です。また、本年 4 月には新規就農認定 1 件を予定しております。
-------------------------------	--

議 長 佐 々 木 議 員	4 点目の新たな地域おこし協力隊の募集について、厚沢部町農業担い手育成対策協議会が中心となりまして、第三者継承先確保、フェア出展等での募集を行っておりまして、短期研修を入口として、地域おこし協力隊に任命しての長期研修まで一貫してフォローする体制となっております。 5 点目の就農者確保で厚沢部会との連携についてですが、新規就農者募集で連携する予定はありませんけれども、担い手協議会の取組を町広報紙やホームページに掲載し、広く情報発信を図っております。 6 点目の就農受入れ育成指導指定農家数についてですが、厚沢部町農業担い手育成に関する条例第 1 2 条に規定する受入れ指導農家に指定している者は現在 1 名であります。 7 点目の結婚推進員委嘱数についてですが、その効果を勘案し、現在は委嘱しておりません。若者向けのイベントを通じて出会いの機会を増やしつつ、町のにぎわいを創出するなど、時代に合った取組を行っております。 最後になりますけれども、担い手の育成は重要な課題であり、現在でも新規就農者の育成と支援、農業後継者の研修など多様な取組を行っております。さらには、時代にあったスマート農業の普及など、未来を見据えた施策を展開する必要があると考えております。 以上であります。 1 0 番、佐々木議員 どうもありがとうございました。 前段、農業に関してはいっぱい質問がございましたので、ここでは 7 点目の結婚推進員に関してでございます。
--------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	以前は農業委員さんが全て結婚推進員であったというようなことで取り組んだ経緯もあります。その後、担い手、株式会社に委託して、出会い・交流の場というような企画もしてきたところですが、今現在、もうそういった取組が全然ないのではないですか。ここで町長の答弁で、出会い創出をするというんだけれども、どういうふうなあれで創出するんですか。そういうあれが何もないではないですか。 農林商工課主幹 まず、結婚推進員につきましては、佐々木議員おっしゃるとおり、農業委員会も担っていたんですが、当初できたのが平成４年、そこで厚沢部町定住促進に関する規則、ふるさと定住促進に関する規則を制定しまして、そこで結婚推進員、これは農業に限らず一般の方も含めた結婚推進員を設置すると。そして、制度としましては、形式的な仲人ではなくて、実際取り持ってください方、それに一般の方であれば５万円、農業者であれば１０万円ということで交付していたものでございます。 そちらの実績につきましては、当時は今より若い人も倍いた時代、高齢化率も半分の時代でしたので、平成４年から、たしか平成１２年まで、実績としましては、一般の方が１２人、そのうち農業者の方が７人という実績は上がったんですが、その後は、実績は１２年後以降はゼロでございます。そういったことで、現在委嘱してもなかなか機能しないというのが現状なのかなとは思っております。 町長の答弁にございましたとおり、最近につきましては、一旦農林商工課のほうで婚活事業をやりました。また、札幌からの婚活ツアー、その後は、出会い・賑わい・元気づくり事業、また、今現在では、冬のイベントなどに切り替えて、若い人が交流できる場を現在つくっております。
---------------------------------	---

議 長 佐 々 木 議 員	すが、それが結婚につながっているかといわれると、なかなかイベントの後、追跡調査するというのもなかなか難しい話でありまして、その効果測定というのは現実できていないのかなと。 ただ、やっぱり若い人たちの接点がない限りは、なかなか結婚に結びついていかないかなという現状ではございます。 以上です。 10番、佐々木議員 これはもう本当に大きい課題なんですよ。担い手に対する、やっぱりパートナーがいないと継続的な集落の存続というか、そういうふうな部分に結びつく部分もありますので、この部分についてはもうイベント等を通して何かしら姿が見えなくなっているという状況にありますので、これはきちっと再度やはり考えを改めて、イベント等の中に盛り込んだ中で取り進めていかないと駄目だということを、重ねて提言します。 担い手確保等については、今後、第2弾、第3弾と考えております。今回は基本的な考えを聞いたというようなことなので、この次は募集と受入れ体制等について、きちっと提言を交えた中で、また質問のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、その節はよろしく願いいたします。 それでは、続きまして、第2点目でございます。 世界はコロナウイルスで大変な事態になっておりますけれども、厚沢部町においても安心できる環境保全ということで質問いたします。 気候の危機と、スウェーデンの少女グレタ・トゥンベリさんが地球温暖化防止を叫んでいる。近年、自然を中心とした環境と人間との共存、共存共生が説かれ、その施策として国土の空間を
--------------------------	--

生かした自然と人間との共生、生物の多様性に応じた野生動物の保護管理、自然環境に合致した地域づくりが提唱され、環境権がやかましく論ぜられるようになっております。清浄な空気・水・土壌・静穏景観など人間の生存に欠かせない良好な環境を享受することは、行政の基本指針として最も尊重されなければならないものだと思っております。

厚沢部町は、豊かな自然環境と先人たちの開拓により、農業を基幹産業として発達した町です。町民も新幹線・洋上発電等で環境に対する関心が高まっております。特にトンネル工事で発生する掘削土処理対策や風力発電で発生する低周波等に関心を寄せており、2回にわたる新幹線対策土の住民説明会やまちづくり座談会・議会報告会において、安全に対する疑問や不安を訴える声が相次いだところであります。しかし、いまだ明快な回答はないまま現在に至っております。これらの課題に、行政として町民の安心・安全確保に向けた取組が重要でないかと思うところですが、下記の事項について町長からの所信を伺うものです。

7点ございます。

①に、要対策土受入れ容認の基準はどうなんだということ。

2つ目に、町の監視体制と権限はどうなっていますか。

3つ目に、捨場下流域の土壌分析実施の考えはないのか。

④に、厚沢部町農産物風評被害防止策は持っているのか。

⑤第三者委員会構成員（10名）の開示です。

⑥第三者委員会・委員による住民説明会の実施が必要であると考えているが、どうか。

⑦要対策土、堆積完了後の管理責任はどうなるのだと。

以上、よろしく御答弁お願いいたします。

議 町 長 長	町長 佐々木議員の２問目、安心できる環境保全をとの質問であります。 １点目の要対策土受入れ容認の基準については、学識経験者等の専門知識を有する第三者による委員会において、トンネルの発生土の分析評価、受入れ候補地の地質調査、地下水調査、周辺環境調査など事前調査を基に、対策工の安全性が確認、そして、了承されたことを受けての容認であります。上里地区受入れ地は、地盤に吸着層を敷き盛土に覆土を施す対策工であります。 ２点目の町の監視体制と権限についてであります、鉄道運輸機構が環境調査会社に委託し、モニタリングを実施しております。地下水を２か所、表流水を６か所で実施して、施工中は毎月報告を受けており、現在まで基準値以下であります。受入れ期間中及び完了後の不測の事態が生じた場合は、町や関係機関、地権者等と協議の上、周辺環境への影響が及ばないように適切に対処することとなっております。 ３点目の捨場下流域の土壌分析の実施については、受入れ地の下流側で地下水や表流水のモニタリングを実施して、基準値以下であることを盛土施工中、完了後それぞれ確認を行いますが、土壌分析は実施しておりません。 ４点目の厚沢部産農産物風評被害防止策については、そのモニタリング調査の結果報告を注視しており、国が定めた基準を疑うような科学的根拠に基づかない危険性の流布や事実と異なる不適切な情報などの風評被害の要因が拡散されることのないよう、本町と鉄道運輸機構が連携して取り組んでまいります。 ５点目の第三者委員会構成員（１０名）の開示については、委員会のメンバーは、大学や研究機関等の第三者の専門家で構成されておりますが、鉄道運輸機構に確認したところ、個人が特定
-------------------------------	---

議 長 佐々木議員	され、苦情や問い合わせなどが直接本人へ及ぶことが想定されることから、非公開となっているということでもあります。 6点目の第三者委員会委員による住民説明会の実施については、委員会のメンバーによる説明会は実施できませんが、鉄道運輸機構が対応いたします。 7点目の堆積完了後の管理責任については、受入れを完了した後の管理は地権者が行うこととなります。 ただし、受入れ完了後に発生土の受入れに起因して不測の事態が発生した場合は、その原因について機構と地権者が協議の上、調査をして、原因が機構の責めに帰すると判断した場合は、機構と地権者が協議により、機構は必要な措置を講じて復旧に努めることと、このようにしているところでございます。原因者が不明の場合には、町や関係機関、地権者等と協議の上、周辺環境へ影響が及ぼさないよう適切に対処することになっております。 以上です。 10番、佐々木議員 差し障りのない答弁、ありがとうございました。 1点目の、まず、容認基準です。基準ということは、そういうような基準で上里に今現在搬入されているという状況にあります。当初、北海道新幹線、札幌延伸を含め、誘致した段階では、各町村こぞって何とかお願いしたいというようなことで、トンネルから出る土に関してはそれぞれの町できちっと処分しますよという、そういった決まり事というか、そういう前提があったと思うんです。 そういった部分があるにも関わらずと言うのは大変失礼なんですけれども、説明会の折には、
----------------------	--

議 町	町長の答弁でなかったんですけれども、今回、要対策土でいいますと上二俣工区、厚沢部町側では令和５年から６年くらいに対策土が発生するだろうというようなことで、それと同等の土を先取りする形で受け入れするんだと。そしてまた、町長の新聞報道かどうか分かりませんが、その中では札幌延伸を含めた時間的な節約も含めた中では協力するというようなことで私は捉えるんですけれども、そういった形の、あくまでもやっぱり要対策土については厚沢部町の発生土だけだよというようなことの受入れだということで変わらないんですね。きちっとその辺の点はどうなんですか。町長は説明会に出席していませんでしたので、そこはどうなんですか、町長。 町長 まず、１つ確認しておきたいと思うんですが、今、佐々木議員が言われる新幹線の対策土、出土が対象になっていろいろと問題になっているわけでありましてけれども、実は今の上里のこの対策土の捨て場というのは、平成２５年６月に所有者が北海道知事の許可を取っていると、その捨て場の種類も土砂の２種・３種・４種、４種というのは今のいろいろと騒がれているこれらの土砂の質によります。この２種・３種・４種の捨て場として、これは捨て場の指定でありますけれども、これが北海道知事から２５年６月２１日に既にこの所有者が許可を取っておると、こういう土地であります。 そして、今は新幹線で騒がれているのは３０年、その後５年たってからの今の話になるわけですから、そういう所有者が鉄道機構のほうとの協定の中で、これはごく最近になって、３０年になってから決めたものしょうから、そういう中で、いいよ、悪いよの話ではなくて、これは私どもは、やはり本人対機構との契約の中でやっていることでありまして、ただ、いずれにしろ、
----------------	---

議長 佐々木議員	こういう害を及ぼすものであるということであれば、我々は最大にそれを監視する余地があると。監視して、住民に影響を及ぼすような捨て方をされたんじゃ我々は困るから、それについて問題なくきちっと協定どおりに残土を捨てられているかどうかの確認ということになるわけであります。 今、佐々木議員から言われるように、この7点の問題の中でも、2番目の町の監視体制というのは、それ以上に、以前に本人たちが許可を取っているものを、そこへ許可を取って捨てる場所に捨てた、そして、その捨てる材料もそれがオーケーですという、今の3項目の捨土、第2種から4種までの捨土をするという許可が、それを止める何ができますか、町で。これは町が許可するものではなくて、知事が、所有者が申請して許可するもので、そういう中で我々は少なくとも最低限、捨てられたものが町内の場所においていろいろな弊害を及ぼすような捨て方をされたら困るよと、こういうことで監視をしているわけであります。 そんなところで、今、佐々木議員から言われるように、これ以上の回答は私はできかねると思いますが。 10番、佐々木議員 行政のトップたる町長の答弁ではないですよ。とんでもない答弁ですよ。 平成24年6月に北海道知事がオーケーを出したよということなんですけれども、当然、関係する町としては、こういうふうな指定は行政を無視して地権者と道でできるものなんですか。町長の答弁を聞くとそういうふうにできるんだということなんですけれども、関係町としては、きちっとやっぱり同意の認可というか、許可しないことには北海道知事だってそういう許可は出ないのが道理ではないですか、行政の進め方としては。
---------------------	---

議 町	併せて、今、施工の対策工、地盤吸着層の工法がいろいろある中で、そういうふうな選択になったというようなことなんでしょうけれども、この部分については、やっぱり第三者委員会がそういう施工で進めている、何ら地下に重金属が流入するのは適正だというそういった報告書とか、そういうものは来ているんですか。届いているんですか。どうなんですか。 町長 町をくぐって歩いている許可ではありません、これは。所有権者が直接道に申請するもので、これは我々はどこを申請されたか、どこを指定されたか、これは地元では分かりません。そういう許可なんです。ですから、所有者はこのようにもう我々以上に先に許可を持っているわけです。この中にもきちっと土砂の第2種・第3種・第4種までオーケーよという許可なんです。これは町をくぐるものではないんです。私はたまたまこの所有者に、あんた方、いつその許可を取っているのということから、こういうものを業者が提出してくれました。その中身を確認しますと、道と土地所有者のただ2人だけの許可申請です。それが25年ですから、25年にもう既にその場所は許可申請でオーケーをしていると。 今、鉄道運輸機構が捨てるよということの本人との協議が30年1月ですから、こういうふうな。5年後に初めてこの行為が起きたわけです。それに、お前ら将来、そこへ投げちゃいかんよということの話なんぞというのは、町が地権者にも話せる話でもないし、話できる話でもないという、物事が始まってから初めて分かる話ですから。 ですから、今言ったようにとんでもない話というのは、私はとんでもないものを今もらったんです。何がとんでもないんだか、私にはちょっと今検討つきませんけれども、そのとんでもない話を聞かせていただきたい。
----------------	--

議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 それはとんでもないということは、それだったら町民の安心・安全確保といった観点からいったら、私知らないでそういうふうになりましたよと、行政のトップたる者がそういう体制で、そこを言っているんですよ、とんでもないということを。町長の姿勢がそれではちょっと違うんじゃないですかということを言っているんです。 すごいもんですね。やっぱり国家プロジェクトというのはすごい手法を使って進んでいるなというのを改めて知ったところですけども、それにしても、町はあくまでもこの受入れの説明会の中でも、機構と地権者の立会人であるということで、監視をきちっとしていくんだということの説明は受けております。 そういった中で、2番目の部分に入りますけれども、盛土完了後、一定期間程度のモニタリングをして、後に濃度が落ち着いたという段階でモニタリングを中止するということで進んだということなんですけれども。これじゃ安全確保につながらないんじゃないかと。やっぱりここはきちっと調査の継続を含め、機構がもしもやらないとしたならば、厚沢部町がやっぱりきちっと監視する体制を確保した中で、検査を実施していくというのが大事ではないかと思うんですけども、そこはどうですか。
議 長 町 長	町長 ですから、今、佐々木議員も御承知のように、町内にはたくさんありますよ、今そういう現場が。あなた方のそばにも。みんなあれは知事から直接地主が許可を取って、今、例えば河川の埋め立てをしたり、あるいは、農地のかさ上げをしたり、様々、今、町内では何か所もやっていますよ、正直言って。それは、町は経由していないから町が分かりませんが、ここでこうい

議 副 町 長	う仕事をしているなというのは見えます。町の許可権限でないものは直接やるわけですから、しかも、平成25年頃もう既にこういう行為が、これは地権者と道の話。それから、5年後にできたのは、その地権者と鉄道運輸機構の話、こういうことで、町が監視というのは初めてこの行動が起きてからが町の監視になるわけですから、その辺はとんでもないことというよりも、ちゃんと鉄道運輸機構のほうからデータをもらいながら、何かどこかで問題があったというのなら別です、即私のほうは調査しますし、地権者に直させますし、そういう考え方でおります。 副町長 話を先に1つ戻させてもらいます。先ほど5万立米の話が出たところでございますが、現時点で厚沢部町自体もまだ要対策土の出るであろう量が確保されておられません。要対策土につきましては、その町から出たものを、その町で処理するとかという法律もないし、ルールもはっきり言えないわけです。 ただ、どんどんうちの町に持ってきてくださいとか、歓迎しますよというような類のものではないということで、何となく各町ともに、自分のところは自分でというイメージで、新幹線を札幌まで延伸させるというところは共通意識として、みんなあるだろうと思います。 先ほども言いましたとおり、今、八雲のほうでトンネルを掘っているんですけども、現時点では確保されていないということで、今、将来出るであろううちの町の分を、現時点でその場所が空いていますので、その分だけを、数字でいいますと5万立米なんですけれども、それをうちのほうに運んでくるということで、確認し合ったところでございます。トータルで33万立米くらい出るであろうということですが、それ全体自体がまだ厚沢部町でも確保されておられませんので、現時点でそれ以上のものがよそから入ってくるという考え方は全くございません。
----------------	--

議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 2点目の町の監視体制ということ、要するに安全確保に向けた監視体制をきちっとやって、何か町長の説明を聞くと、きちっとも何とも言わないで、北海道と地権者がやったからあまり関係はないというようなことは言わなかったけれども、そういうふうな印象にとらわれる答弁だったです。そこはやっぱりきちっと丁寧なことをお願いします。 今、聞いたことに答弁になっていないですけども、要するに安全確保を進めていくというようなことで、機構はおおむね盛土を完了後、2年程度モニタリングを実施して、数値が落ち着いているねといったら、もうやらないということなので、その後の監視体制ですよ。だから、きちっと厚沢部町の監視体制を構築して安全確保に努めていかなければならないということを使ったんですけども、その答弁がないんですけども、どう考えていますか。
議 長 総務政策課長	総務政策課長 たしか説明会のときには、機構さんのほうからおおむね2年というか、安定するだろうということで2年というような説明会で話があったと思いますけれども、それも、あくまでも法律上決められたものでないということ、それから、当然その後、じゃ何かあったときには、先ほどの町長からの答弁のとおりなんですけれども、その辺は2年がいいのか、5年がいいのか、10年がいいのかは、その辺は機構と地権者、それから関係機関との協議によるということで話は聞いております。 ただ、100年までいいのか、200年までがいいのかというところはちょっと分かりませんが、その辺の2年という縛りが無いということですので、その辺は協議して、長く監視できるような体制が図られればいいかなとは考えております。

議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 次に、3点目の土壌分析です。 これはやっぱりきちっと、水だけの検査だというようなことなんですけれども、やっぱり農業の町、厚沢部にとっては、周辺の捨場があちこちあるわけなんですけれども、万が一にも完全に安全だということではないと思うんですよ。やっぱりそれに基づいた今現在の土壌分析の結果をきちっと保存管理して、いつ予測のつかない事態が発生するかも分からない、やっぱりきちっとしたデータというのを管理、持っていないと、厚沢部町の危機管理対応にならないのではないのかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。機構はやらないというんだけれども、町独自でやっぱり私は土壌分析に基づいた結果というのを保存管理すべきだと思うんですけれども、いかがですか。
議 長 副 町 長	副町長 心配というんですか、安全と安心というのは全く違うものだろうと思います。安全というのは科学的、数字に基づくものだろうし、安心というのは心理的なものが多分に多く入ってくるんだろうと思います。 今、調査しているのは、いわゆる地下水なり表流水、私も専門家ではないですから、はっきりしたことは言えないんですけれども、普通そこが基準値以下であればですよ、それは測っているわけですから、基準値以下であれば、土壌まで何か影響はあるのかなというふうに考えるわけです。 実際には第三者委員会で、本当にそれが必要であれば、そういうこともモニタリングしなさい、監視しなさいということになると思うんですけれども、特に言っていないということで

議 長	ありますので、いわゆる今の地下水 2 か所、表流水 6 か所で、それで確認はされているんだろうというふうな判断というか、認識でございます。 副町長、佐々木議員が聞いているのは、おおむね 2 年以上過ぎた場合に、表流水、地下水を町として検査する必要はないのかということです。 答えたの。
副 町 長 議 長 議 長 佐 々 木 議 員	いいんですよ、総務課長がさっき答えて。 はい、分かりました。 10 番、佐々木議員 きちっと実施するというようなことの明言はなかったわけですが。
	次に 4 点目ですが、風評被害防止策というようなことで、今の世の中は本当にもう情報化社会で、大変な厳しい部分があります。そういった中で、実際に上里地区に搬入されたというようなことを受けて、自然保護に関する委員さんのほうに 4、5 件の電話が入って、毎年あっさベメークインをおいしく食べていたけれども、もう買いませんというようなことがあると、あんた方町議はどう議会对応をしているんだというようなことを、私は直に提言を受けたことがあります。 また、私ども実際、上里の現場等も見てきたわけですが、我々はこの工法であれば何とかできるのかなというふうな感じだったんですが、その後、農業者以外の方から、どうなんだと、あんた方農業をやった中でそういうのをあれするというのをどう考えているんだというような心配の声が多数寄せられているんです。そういったようなことで、もう既に敏感な人は敏感で、もう既に風評被害とまではいかないまでも、そういった状況が発生しているというのは間違いのない事実であります。

議 町	これ具体的に、今はSNSとかそういうふうな情報管理とかは誰がというのかもしれませんが、管理はできないでしょう。やられるんですか、誰か。そういうふうな体制というか、取組というか、どういうふうなことになるんですか。 町長 いろいろと心配はあるんだろうと思います。そういう心配の中で、地権者と鉄道建設運輸機構との協議契約の中にこういう言葉があるので、不測の事態が起きたときの措置はどうするんだという規約があるんです。この不測の事態というのは、どこまでの範囲をこの規約の中で言っているのか知りませんが、今恐らく議員が言われるように、何かが発生したとか、何かが破れたとか、とてつもないことが起きたよということじゃないかというふうに推測するわけですが、この不測の事態の措置として、発生と受入れに起因して、この不測の事態が発生した場合には、その原因について、機構と土地地権者が調査の上、対処をするんだと、こういう契約になっているんですね。 だから、その際には、町が当然そういうものが発生したという発見をしたときには、そういうふうに機構でも土地地権者にも伝えることになるんだろうと思いますけれども、そういうふうな契約条項の中で処理されるというふうに我々は考えておりますから、今、全く知らんぷりでという話ではなくて、あくまでも3者の協定の中ではそういうふうに協定条文をつくってあると、こういうことでございます。
議 佐々木議員	10番、佐々木議員 既にこれは本当に大きな問題ですよ。前段で町長は厚沢部町の安全・安心を農産物を高めて売りにするんだという根本的な部分の問題ですよ。そこに大きく関わる問題ですよ。きちっとやっ

議 副 町 長 議 佐々木 議員	ぱり対処していかなければならない問題だと思います。 それで、捨場については北海道知事と地権者でやったよということなんですけれども、実際5年後に、今現在、処分地に搬入するという段階で、説明会では漁協を含め、農協、森林組合とか、いろいろな関係の同意を得ている、当然厚沢部町だっていいでしょうというようなことで同意しているのが間違いな事実だと思うんですけれども、そういった中で、第三者委員会が上里のボーリングに基づいて調査、審議、検討した委員会での審議の分析とか評価、そういった報告書に基づいて、これなら大丈夫というようなことで同意されたんですか。そういう報告書とかは来ているんですか、厚沢部町に。あるんですか。 副町長 第三者委員会でどういう話をしたのかどうかというのは来ていません。ただ、そういうことで機構さんのほうからも、こういうやり方でオーケーをもらっているという話であります。ですから、町がその第三者員会、専門家の人たちが集まって検討した内容を、町の職員が分析してどうのこうの言えるだけの専門的な知識はないわけです。ですから、そういう専門的な人たちが集まった結果として了承されたものというふうに認識しております。 10番、佐々木議員 全面的に信じて、あれだと。だけれども、それで機構の体制というんですか、不親切な部分がいっぱいありますね。情報開示については、わざわざ請求しないと開示しないという姿勢があると、そういったことから、それぞれ説明会を含め、また、議会報告会等でも不信とか不安とか、そういったものが拭えないのが事実なんですよ。 そういったようなことで、やはり第三者委員会、これ個人的な抗議があるからメンバーは公開
--	---

議 長 副 町 長 議 長 佐 々 木 議 員	できないよということなんですけれども、やっぱり言われていることが、厚沢部町についても丸々機構を100パーセント信じてこうですよと、機構の説明を聞いても、あんた方、全員が全員でないですけれども、捨場確保のために問題ない発言をしているんじゃないかという不信感の部分があるんですよ。そういった部分を払拭するためには、やはり第三者委員会のメンバーが無理であれば、やはりきちっと第三者委員同様の学識経験者による住民説明会をやった中で、きちっと対策工を、上里にやったこういうふうな部分の取組というのを、私が評価するのに専門的な立場から問題ないよというようなことをやっていかないと、やっぱり不安というのは払拭できないと思うんですけれども、そういった取組はどうなんですか。委員会のメンバーは説明会を実施できないけれども、同等の学識経験者による住民説明会の開催、やる気はないんですか。 副町長 第三者の専門家を集めた結果がこうだったというふうな認識でありますので、それ以上のことは考えておりません。 10番、佐々木議員 これは最後になるんですけれども、堆積完了後の管理責任、これはあくまでもやっぱり堆積した地権者が責任を負うことになるんだという答弁ですけれども、何といたしますか、これじゃ納得しないというか、納得できない部分がいっぱいあるんですよ。 そういうようなことで、私が今回質問した趣旨というのは、やっぱり町長、厚沢部町は5万立米だ、5万立米しか受け入れしないよという確約が一つ。それと、やっぱり周辺、あちこちいっぱい捨場がありますけれども、その関係する周辺の土壌の分析結果をきちっと保存管理していくのが大事でないかということです。
---	--

議 町	それと、もう一つには、今、副町長の答弁があったけれども、専門委員がいたからそういう説明会は開かないということなんですけれども、それに類したきちっとした学識経験を持った人が説明会を開催しないと、やっぱり不安というか、そういうふうな払拭できない部分もありますので、その３つをきちっと取り組んでいただきたいということなんですけれども、どうなんですか、町長。一番問題なのは総量、５万立米以外きちっと、受け入れないということなんですか。 町長 約束事ですから、５万立米というのは。お前らは黙って１０万立米でも２０万立米でも入れさせるんだべと疑いをかけられると、これは話になりませんけれども、５万立米というのは運輸機構のほうとそういう中で、今、町と協定の中でやっているわけですから、それはないと。 あと、今までの話の中で、先ほども申し上げましたけれども、突発的なことがない限り、我々も手を加えるというものではなくて、常時監視しろということでしょうから、そういうふうにながら。この件については、この地権者にもきちっとこういう意見だということを私は隅から隅までお話をして、地権者に今まで以上に注意をするように喚起を促したいと、こういうふうに思います。
議 佐々木議員	１０番、佐々木議員 町長も執行方針で話されております。安心で安全、住みよい厚沢部町を築き、次の世代に継承していくのは、生きる私たちの責務であると。今日の冒頭の町長の答弁を聞くと、その責務が感じられないですよ。今、最後に言ったように、監視を強めて、きちっと安全確保といった部分でより真剣に取り組んでいただきたいということを提言して、国家プロジェクトというのはすごい

議 議 議	もんだなということを感じながら、私の質問を終わります。 大変大きい課題です。よろしくお願いします。 それでは、一般質問の途中ではありますが、本日はこれを持って散会いたします。 明日は午前１０時から開会いたします。 御苦労さまでした。（１６：２０）
----------------------	--